

包括外部監査結果にかかる措置状況報告書

(平成22年2月)

東大阪市監査委員

東大阪監査公表第3号

平成22年2月26日

東大阪市監査委員	岩崎 久市
同	中西 昇
同	佐野 寛
同	木村 正治

包括外部監査の結果に基づく措置状況の公表について

平成18年度包括外部監査の結果に関し、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第252条の38第6項の規定により別紙のとおり公表します。

包括外部監査の結果に基づく措置状況

1. 監査の種類

包括外部監査

2. 監査の対象

平成18年度監査テーマ

「東大阪市外郭団体の経営に係る事業の管理及び財務に関する事務の執行」
について

3. 監査結果に基づく措置状況

監査結果に基づく措置状況（2回目）については別紙のとおり。

包括外部監査報告No. 1	外郭団体名	財団法人 東大阪市中小企業振興会
担当所属 モノづくり支援室		
<p>■外部監査による結果及び意見内容</p> <p>①将来に渡る融資事業の放棄について(意見) 当財団は融資や保証を主たる役割として出発し、代位弁済などが多発したため現在は新規融資を停止している。この事業においては、融資や保証の代位弁済資金は市が負担しており、当財団は単に事務的な部分を請け負っているに過ぎない。このような仕組みでは、貸倒損失を実質的に市が負担している実態が市民に不明確になるため、今後は当財団を始め外郭団体を通じた融資・保証は行わず、必要な場合は直接市が実施すべきである。そのため、早期に当財団の寄付行為における事業目的からは融資事業を削除すべきである。</p>		
<p>■措置状況 H20年5月(未措置)</p> <p>当財団は、市内中小企業の事業の円滑化並びに経営の安定化推進の目的で設立されたものであり、その目的達成の一つとして、市内中小企業者に対し、事業に必要な資金のあっせん融資及び貸付の業務を行っていたものであります。平成15年度に他の公的機関が行う融資制度の拡充や既保証債権に係る代位弁済が多額に発生したことなどにより、東大阪市中小企業振興対策協議会に見直しを諮り、その報告から平成16年度以降の新規貸付業務等を中止したものです。</p> <p>融資事業という事業項目を当財団の寄付行為から削除することについては、金融機関に対し現在も返済が続いている当財団信用保証付融資の返済等が終了し、事業終結の段階において実施してまいります。</p>		
<p>■措置状況 H21年9月末(未措置)</p> <p>当財団の融資事業については、現在も金融機関に対する返済が続いていることから、当財団信用保証付融資の返済が終了し事業が終結する段階において、寄付行為からの削除を実施してまいります。</p>		

包括外部監査報告No. 2	外郭団体名	財団法人 東大阪市中小企業振興会
担当所属 経済総務課		

■外部監査による結果及び意見内容

②「東大阪市小規模企業振興会」の早期解散について(意見)

当財団法人に過半を出資している「東大阪市小規模企業振興会」は、昭和46年に当時の市の助役が理事長になり発足した任意団体である。事務所は市庁舎内にあり、現在も市経済部が債権回収および決算などの業務を行っている。なお、現在も当財団法人と「東大阪市小規模企業振興会」の理事は1人を除き同じメンバーである。

「東大阪市小規模企業振興会」の業務は市から無利息で借りた資金を中小企業へ融資するものであったが、当財団法人(中小企業振興会)が設立された時点で新規貸付を停止して、現在まで以前の債権の回収のみを行っている。市からの借入金は設立当初は40,000千円だったがピーク時には240,000千円に達していた。市からの借入金は毎年度末日までに既貸付の回収金相当額をもって市に返済していたが、回収金の減少により市への返済が長期化するため、基本金を取り崩して市への返済に充て、平成18年度で完済する予定である。

「東大阪市小規模企業振興会」については、組織的には任意団体であるが市が深く関わっており、市の融資事業の全体像を不明確にする存在となっている。また、任意団体であるため市から拠出された資金の銀行預金も民間人の理事長名義になっており、資金管理上も課題がある。そのため、当団体は早期に解散し、残余財産を市に返還する必要がある。

■措置状況 H21年9月末(措置済み)

「平成20年度東大阪市小規模企業振興会第2回理事会」において、当該振興会の解散、清算人の選任及び残余財産の処分(寄附行為第27条第2項に基づき全額24,457,964円を財団法人東大阪市中小企業振興会へ寄附するもの。)の承認を得たものであります。その後清算人会を組織し、残余財産を財団法人東大阪市中小企業振興会へ寄附し、清算人会に報告したことをもって、当該振興会については消滅したものであります。

包括外部監査報告No. 4	外郭団体名	財団法人 東大阪市中小企業振興会
担当所属 モノづくり支援室		
<p>■外部監査による結果及び意見内容</p> <p>④人事制度について(意見)</p> <p>プロパーの常勤職員は1名で、他は非常勤職員のため人事評価はない。市の派遣職員は6名いるが短期間で交代し、その人件費は市に準ずるもので補助金によって補填されている。市は全国でも有名な「ものづくりのまち」であり中小企業振興策は市にとって特徴的な重要施策の一つである。長期の視点に立った専門職員の育成のための、人事評価、給与体系面の整備と構築が望まれ、この中小企業育成という専門分野の人材の育成に努力する必要がある。</p>		
<p>■措置状況 H21年9月末(措置済み)</p> <p>昨年度よりプロパー職員を2名雇用し、中小企業振興に関する専門的知識を習得させるなど、長期の視点に立った人材育成に努めております。</p>		

包括外部監査報告No. 5	外郭団体名	財団法人 東大阪市中企業振興会
担当所属 モノづくり支援室		
<p>■外部監査による結果及び意見内容</p> <p>⑤クリエイターズプラザのコストパフォーマンスの向上について(意見)</p> <p>クリエイターズプラザの稼働率については、平成16年8月のオープン以来、徐々に増加しているが、稼働率をみる限り認知度が少ないように思われる。今後、稼働率の向上策の実施、独立行政法人中小企業基盤整備機構に家賃の値下げ交渉などを行い市の負担に見合う市民への貢献度(コストパフォーマンス)を向上させる必要がある。</p>		
<p>■措置状況 H20年5月(未措置)</p> <p>クリエイターズプラザは、東部大阪地域のものづくりの施策推進の拠点として国(地域整備公団(現中小機構))、大阪府、東大阪市の協力を得ながら、ものづくりの総合的な支援施設としてクリエイション・コア東大阪を設置し、3階部分にその人材育成等の交流の施設として、財団法人東大阪市中企業振興会が施設管理者として東大阪市からの補助を得ながら運営しています。リピーターの使用も増えていますが、まだまだ市内企業の当クリエイターズプラザの認知度は充分とは言えず、今後も機会あるごとに関係機関の協力も得ながら周知に努めて参ります。また、家賃の値下げについては、独立行政法人中小企業基盤整備機構へ申し入れを行っています。</p> <p>■措置状況 H21年9月末(未措置)</p> <p>稼働率の向上については、機会あるごとに関係機関の協力も得ながら様々なツールを用いて周知に努めているところです。また、家賃の値下げについては、市内外の利用者向上に向け、独立行政法人中小企業基盤整備機構に対し、申し入れを行っていますが受け入れられていない状況です。同機構に対しては、引き続き申し入れを行ってまいります。</p>		

包括外部監査報告No. 6	外郭団体名	財団法人 東大阪市中小企業振興会
担当所属 モノづくり支援室		
<p>■外部監査による結果及び意見内容</p> <p>⑥東大阪市産業技術支援センターの長期的な事業計画について(意見) 東大阪市産業技術支援センターの検査機器や製造・加工機器については、技術の進歩に伴って整備していき、機器の導入負担ができない中小企業の支援をすることも施設の目的と考えられる。しかし、東大阪市産業技術支援センターの新機器の導入については、近年は外部団体からの補助金に頼っている状況である。今後利用者のニーズの高い機器の導入、研修会の開催で利用者の増加を目指す必要がある。さらに、長期的な施設・機器整備を含んだ経営方針と長期事業計画が望まれる。</p>		
<p>■措置状況 H20年5月(一部措置済み)</p> <p>センターに新たに設置する機器につきましては、利用ニーズの高い機器の導入等に努めています。また、機器利用のための講習会を開催し、利用者の増加に取り組んでいます。さらに、長期的な施設・機器整備を含んだ経営方針と長期事業計画につきましては、平成19年度に開催した中小企業振興会、産業技術支援センター、経済部職員をメンバーとする「市立産業技術支援センターあり方検討会議」の最終報告を踏まえて、今後、取り組んでまいります。</p>		
<p>■措置状況 H21年9月末(一部措置済み)</p> <p>センターに新たに設置する機器については、今後も利用ニーズの高い機器の導入等に努めてまいります。また、長期的施設整備を含めた長期事業計画については、「集合工場あり方検討委員会」の意見を踏まえ、方向性を決定してまいります。</p>		

包括外部監査報告No. 7	外郭団体名	財団法人 東大阪市勤労者福祉サービスセンター
担当所属 労働雇用政策室		
<p>■外部監査による結果及び意見内容</p> <p>①グリーンガーデンひらおかの活用について(意見)</p> <p>グリーンガーデンひらおかについては、公益性と収支の均衡が協議されているが、民間の同種施設があふれる現状において、現在の「勤労者をはじめ市民のいこいの施設」という活用目的が時代に合っているのか、市民の税金で運営していく必要があるのか、その存在意義自体を検討していく必要があると思われる。そして、この協議においては勤労者福祉という観点や所轄部署の範囲を超えて、唯一、東大阪市に残された生駒山の豊かな自然環境の中で、次の時代が必要とする学校教育や社会・生きがい学習機能などへの新しい活用方法も検討されるべきである。なお、同施設が事業転換や閉鎖になれば、土地は大阪府の所有であり大阪府への返還義務が生じるため、市において生駒山、枚岡公園のみどりと自然を活かした、市民の社会教育・生きがい学習・自然体験活動等を合わせた多目的総合的な機能を持つ施設として大阪府と協議し、市民サービス向上に貢献する活用方法を考えていくことが望ましい。</p>		
<p>■措置状況 H20年5月(未措置)</p> <p>グリーンガーデンひらおかの今後の活用方法については、平成18年度に「あり方検討委員会」を設置し、今後のあるべき姿について提言を受けたところです。その中で、まず、設立や改修の経過から、今後その躯体に大きな問題が生じない限り存続させていくべきものと考えますが、市民の納得が得られるよう経営改革を行い、公益性と収益性の良好なバランスを追求すべきです。さらに、利用料金制の導入や広報・営業体制の強化や利便性向上への取り組みが求められた結果、平成19年度より公募により指定管理者として民間業者を選定したところです。</p> <p>グリーンガーデンひらおかは、「勤労者・市民の憩いの施設」という目的をもちながらも、平成15年11月の開館以降、生駒山麓と枚岡公園の緑と自然を生かした事業を中心に施設の運営を行ってきたものです。今後の施設コンセプト・事業の方向については、市民の自然体験、教養・文化、生き甲斐・健康づくりなどの生涯学習的な機能と小中学生などを対象とした自然体験的な役割を併せもった市民の多目的で総合的な施設として、多様な市民に付加価値の高いサービスを提供できるよう検討し、平成20年度末までに、利用者など市民の意見を聞き、本施設の設置の目的、役割、機能を見直してまいりたいと考えています。</p>		
<p>■措置状況 H21年9月末(未措置)</p> <p>当面、その躯体に大きな問題が生じない限り現状のまま存続させていく予定ですが、将来的に、生駒山麓と枚岡公園の緑と自然を活かした、市民の社会教育・生き甲斐学習・自然体験活動等を合わせた多目的な機能を持つ施設として、大阪府と協議しながら市民サービス向上に貢献する活用方法を考えてまいります。</p>		

包括外部監査報告No. 8	外郭団体名	財団法人 東大阪市勤労者福祉サービスセンター
担当所属 労働雇用政策室		
<p>■外部監査による結果及び意見内容</p> <p>②東大阪市立勤労市民センター(ユトリート東大阪)の運営について(意見) 東大阪市立勤労市民センターについては、貸室事業の自立収入はあるが、これはすべて市の収入になり、管理経費についてはその必要額を市から受託事業収入として得ている。 近年利用者が減少しており、利用者の増加・満足度アップに努力していくことが望まれ、さらに市とともに貸室事業以外の総合的な勤労者サービスの向上を図る経営戦略も必要と思われる。そのためには市と当財団法人が協議し、受託事業や補助金の仕組み自体を再検討(事業収入と管理経費の一括受託等)することが望ましい。さらには、勤労者の状況が大きく変化して行く現代において勤労者福祉として市がどのような方針でどの程度関わるべきかを明確にして、全体的な方針の再構築も望まれる。</p>		
<p>■措置状況 H20年5月(未措置)</p> <p>勤労市民センターの貸室・利用者が若干減少していますが、これは、近年の経済状況の変化、また、近隣に他の公営施設設置による供給の拡大によるところが大きいと思われます。本施設を管理運営している財団法人は、勤労者福祉事業として、勤労者の生き甲斐、教養・文化など、勤労者をはじめ市民の啓発事業と総合的な勤労者福祉増進にかかる「ゆとりと共済事業」を一体的に進めています。 本市は中小企業のまちとして、とりわけ中小零細企業が99%を占めており、そこで働く勤労者の労働条件・環境、福利厚生は低位な状況にあるため、本市の勤労者施策の充実と勤労者福祉事業の発展に向けて、更なる努力を傾注してまいりたいと考えております。市内の中小企業事業所数及び従業員数の減少並びに急速な雇用形態の変化等にも対応できるよう、勤労者福祉事業の再構築に向けて、市としても勤労者福祉のあり方について抜本的な検討を行い、全体的な方針の再構築を図っていく必要があると考えています。今後、市と当財団法人が協議し、受託事業や補助金の仕組みも含めて再検討してまいりたいと考えています。</p>		
<p>■措置状況 H21年9月末(未措置)</p> <p>市の外郭団体の統廃合方針の中で、財団法人中小企業振興会との統合も予定されており、公益認定の申請を進めていく中で、勤労者福祉のあり方も含めて様々な課題について整理してまいります。</p>		

包括外部監査報告No. 9	外郭団体名	財団法人 東大阪市勤労者福祉サービスセンター
担当所属 労働雇用政策室		
<p>■外部監査による結果及び意見内容</p> <p>③ゆとりーと共済の退会餞別金の引当金計上について(意見)</p> <p>当財団法人は平成16年度から退会餞別金等の給付の引下げ決議を行い、かつ会員増加にも尽力し、平成17年度には単年度で黒字とし、さらに500万円の給付引当積立金を積立て今後5年間程度の退会餞別金の原資確保に目途をつけた。しかし、引当金が計上されていないので退会餞別金47百万円の引当金計上が必要である。</p>		
<p>■措置状況 H21年9月末(措置済み)</p> <p>共済事業の退会餞別金は、継続的な事業であり中期的な資金計画に基づき運営しています。平成21年度以降に必要な退会餞別金は、3,462万円ですが、現在、共済事業積立金1,307万円、財団運営資金2,251万円を合わせ3,558万円を担保しております。</p>		

包括外部監査報告No. 10	外郭団体名	財団法人 東大阪市勤労者福祉サービスセンター
担当所属 労働雇用政策室		
<p>■外部監査による結果及び意見内容</p> <p>④預かり金収納事務について(結果) 「グリーンガーデンひらおか」において、預かり金残高と日報、台帳、財産目録の金額が不一致になっていた。まず、預かり金残高と日報及び台帳が不一致になっていたのは、受付での預かり金を市役所と同じ16:00に締め切って日報に記載して、それ以降20:00までの預かり金を翌日の日報・台帳に記載していたためである。さらに、預かり金残高と財産目録が不一致になっていたのは、3月30日分の預かり金を31日に銀行へ入金して、この残高を調整せずに記載していたためである。</p> <p>これらの業務は、市役所と同じやり方に合わせる必要はなく、「グリーンガーデンひらおか」の業務にあった現金の締め切り・記帳処理を行い帳簿間の整合性を確保する必要がある。</p>		
<p>■措置状況 H21年9月末(措置済み)</p> <p>平成19年度より指定管理者となった民間事業者に指導し、「グリーンガーデンひらおか」の業務形態にあった現金の締め切り・記帳処理を行い、帳簿間の整合性を確保しております。</p>		

包括外部監査報告No. 11	外郭団体名	財団法人 東大阪市勤労者福祉サービスセンター
担当所属 労働雇用政策室		
<p>■外部監査による結果及び意見内容</p> <p>⑤経理事務処理・預金管理等について(意見) 金融機関の口座が特別会計別になっていないため、特別会計ごとの貸借対照表と銀行残高の対比が複雑になっている、口座の区分が望ましい。 未払金には平成12年度から改修工事の費用などで未払いになっているものがある。これについては、工事が終わっていないのに、予算を消化するために見込みで計上していたものも含まれている。早期に支払の義務の有無を確認して適正な処理を行う必要がある。</p>		
<p>■措置状況 H21年9月末(措置済み)</p> <p>預金口座の区分については、平成18年10月11日にセンター会計用預金口座を新設し、前後両1ヶ月に資金移動及び精算処理をし、一般会計とセンター会計とを分離するとともに、未払金についても、各科目間の振替えを行い、適切な処理をしました。</p>		

包括外部監査報告No. 12	外郭団体名	財団法人 東大阪市勤労者福祉サービスセンター
担当所属 労働雇用政策室		
<p>■外部監査による結果及び意見内容</p> <p>⑥人事制度について(意見)</p> <p>市からの派遣職員の給与体系は市役所と概ね同一のテーブルである。また、その他の人員は全員嘱託職員か臨時職員であり、雇用の安定性や給与において格差が生じている。また、このような体制では、当財団法人の長期的な経営戦略の策定の立案・遂行が困難であるため、今後は管理運営を担えるプロパーの幹部職員の育成と、経営責任については新団体・財団法人制度でも明かにされているように、評議員会・理事会でより明確にしていくべきであると考えます。</p>		
<p>■措置状況 H20年5月(未措置)</p> <p>プロパー職員の雇用については、人事上の処遇等の課題もあって難しいと思われませんが、機会あるごとに関係部局間で協議を行ってまいります。</p> <p>■措置状況 H21年9月末(未措置)</p> <p>管理運営を担えるプロパーの幹部職員の育成と経営責任については、公益認定の取得を目指すなかで、明確にしていきたいと考えております。</p>		

包括外部監査報告No. 13	外郭団体名	社団法人 東大阪市シルバー人材センター
担当所属 労働雇用政策室		
<p>■外部監査による結果及び意見内容</p> <p>①収支の改善について(意見) 当分は市からの補助金が必要と思われるが、他地域のシルバー人材センターの事務費収入率なども考慮して収益性を高め、将来的には自立収入とシルバー人材センターの上部団体の補助金だけの運営が望まれる。</p>		
<p>■措置状況 H20年5月(未措置) シルバー人材センターのあり方については平成20年9月を目途に示す予定であり、現在作業中です。</p> <p>■措置状況 H21年9月末(未措置) 他地域のシルバー人材センターの事務費収入率なども考慮して収益性を高め、将来的には自立収入とシルバー人材センターの上部団体の補助金を主体とした運営に努めるものの、高年齢者雇用安定法には、国及び地方公共団体の責務も明記しており、本市としても高年齢者等の意欲及び能力に応じた雇用の機会その他の多様な就業の機会の確保等を図るために、適正な補助について検討してまいります。</p>		

包括外部監査報告No. 14	外郭団体名	社団法人 東大阪市シルバー人材センター
担当所属 労働雇用政策室		
<p>■外部監査による結果及び意見内容</p> <p>②施設の長期的修繕計画について(意見)</p> <p>当社団法人所有の瓢箪山作業所については、老朽化が進んでおり長期的な修繕計画を立てて資金を確保していく必要がある。また、市から貸与されている事務所の修繕計画についても、早期に市との話し合いを進めていく必要がある。</p>		
<p>■措置状況 H20年5月(未措置)</p> <p>瓢箪山作業所や本部事務所の改修には、多額の経費が必要となるため、市としても一定の判断が求められますが、現状では、市の財政状況及び当センターの運営状況に鑑みて、早期の修繕は難しいと思われます。</p> <p>■措置状況 H21年9月末(未措置)</p> <p>当社団法人所有の瓢箪山作業所については、老朽化が進んでおり存続の是非について検討する必要があります。また、市から貸与されている事務所の修繕計画についても、早期に協議していきたいと考えております。</p>		

包括外部監査報告No. 15	外郭団体名	社団法人 東大阪市シルバー人材センター
担当所属 労働雇用政策室		
<p>■外部監査による結果及び意見内容</p> <p>③瓢箪山作業所の無償貸与について(意見)</p> <p>瓢箪山作業所の道路に面した正面部分で全床面積の約4分の1を、河内地域労働者福祉協議会に長年無償で貸与している。平成10年に当社団法人と河内地域労働者福祉協議会との間で建物使用貸借契約が締結され、別途覚書で協力会費720,000円の納付が約束されている。しかし建物、駐車場等は無償使用貸借契約となっている。</p> <p>今後も継続して、長期に特定団体に対して無償での便益の供与は好ましいものではなく、早期に有償の賃貸借契約を締結すべきである。</p>		
<p>■措置状況 H20年5月(未措置)</p> <p>瓢箪山作業所内の、河内地域労働者福祉協議会については、本市の意向に基づき、平成10年に当社団法人と河内地域労働者福祉協議会との間で建物使用貸借契約が締結されるとともに、別途覚書に基づき、毎年、協力会費72万円が納付されているところです。平成19年秋に関係部局・関係機関とも協議をしましたが、現状では一定の対応がなされていると考えられます。</p>		
<p>■措置状況 H21年9月末(未措置)</p> <p>瓢箪山作業所内の、河内地域労働者福祉協議会については、本市の意向に基づき、平成10年に当社団法人と河内地域労働者福祉協議会との間で建物使用貸借契約が締結されるとともに、別途覚書に基づき、毎年、協力会費72万円が納付されているところですが、関係部局・関係機関とも協議を重ねてまいります。</p>		

包括外部監査報告No. 16	外郭団体名	社団法人 東大阪市シルバー人材センター
担当所属 労働雇用政策室		
<p>■外部監査による結果及び意見内容</p> <p>④会計処理等について(意見)</p> <p>退職給与引当金については、外部に退職積立金を積み立てているが、退職金支払い時に不足する恐れがあり、退職金規定の見直しと引当増加が予定されている。</p>		
<p>■措置状況 H21年9月末(措置済み)</p> <p>退職金については、退職積立金を積み立てていますが、退職金規定の見直しにより、退職金が不足するため、必要な年度には退職補助金として必要額を交付することといたします。</p>		

包括外部監査報告No. 17	外郭団体名	財団法人 東大阪市雇用開発センター
担当所属 労働雇用政策室		
<p>■外部監査による結果及び意見内容</p> <p>①退職給与引当金の引当不足について(結果) 平成18年度在職職員に対して今後70歳定年時に支払う退職金は約296,159千円が見込まれている。そのため、平成18年度末においても144,594千円の退職給与引当金が計上されている必要がある。しかし、平成18年度に退職給与引当金が取り崩され、市に返還されたため、退職給与引当金残高は25,173千円となっている。つまり、平成18年度末において、退職給与引当金は119,421千円不足している。</p> <p>これに対しては、当財団法人は新たに中小企業退職金共済に加入し独自の退職金原資の確保に努めている。一方で市に「今後、毎年当センターの退職者に支払う退職財源については、その都度東大阪市への予算要求により処理するものとする」と要望しているとのことであるが、予算措置は年度ごとに決定されるもので、将来に渡って保証されるものではなく、当財団法人と市の間では将来の退職金の負担関係は明確になっていないと判断される、今後早期にこれを明確にして退職金原資の確保が求められる。</p>		
<p>■措置状況 H21年9月末(措置済み)</p> <p>退職金については、退職積立金を積み立てていますが、退職金規定の見直しにより、退職金が不足するため、必要な年度には退職補助金として必要額を交付することといたします。</p>		

包括外部監査報告No. 18	外郭団体名	財団法人 東大阪市雇用開発センター
担当所属 労働雇用政策室		
<p>■外部監査による結果及び意見内容</p> <p>②職員の勤務状況の管理について(意見)</p> <p>勤怠管理及び給与計算に使用される「出勤表」と、実際の出勤時に押印する「出勤確認表」との間には一部不一致が見られる。速やかに職員の勤務実態を適正に把握し、正確に処理する必要がある。さらに、70歳定年のため高齢者が多く、病気による長期休暇も見られるため、労務管理と定年制を中心として就業規則の見直しも望まれる。</p>		
<p>■措置状況 H20年5月(一部措置済み)</p> <p>雇用開発センターでは、給与支給にかかる勤怠確認については、毎月の給料締切日後、事務職員が、本部への事前連絡による休暇確認(休暇表)と各職場での出勤簿とで確認を行っています。これら給与支給事務の正確な処理を行うため、平成19年2月から給与締切日を変更するなど事務処理の改善を行っており、今後も、引き続き勤務実態を的確に把握し、給料支給事務を適正に処理してまいります。</p> <p>今後、現場職場とセンター本部との連絡調整等を担う職制として作業長制度を実施することにより、これら現場職場の業務実態・勤務実態の把握に務め、適正な労務管理を図っていきます。また、業務の従事者には中高年齢者が多いため、主に労働安全衛生委員会が中心となって、労働災害の予防や健康保持に努めるとともに、就業規則の見直しについて関係機関と協議しながら進めてまいりたいと考えています。</p>		
<p>■措置状況 H21年9月末(一部措置済み)</p> <p>給料締切日を変更したことにより、勤務実態の把握や給与支給事務のための時間が変更前に比べてより多く確保できるようになり、それらを適正・的確に行えるようになりました。業務実態・勤務実態の適正な把握のために、出勤簿確認時における職場状況の把握以外に、担当者による職場巡回を積極的に行い、状況把握はもとより、就業者とのコミュニケーションを図るよう努めます。また業務の従事者には中高年齢者が多いため、主に労働安全衛生委員会が中心となって、検討会議や職場の安全パトロールなどを実施することにより、労働災害の予防や健康保持を推進していきます。その一方で労務管理と定年制を中心として就業規則の見直しを関係機関と協議しながら早急に検討してまいります。</p>		

包括外部監査報告No. 19	外郭団体名	財団法人 東大阪市雇用開発センター
担当所属 労働雇用政策室		
<p>■外部監査による結果及び意見内容</p> <p>③専任相談員の勤務実態の把握と相談所の統合について(意見) 「(3)事業別の状況 ②地域就労支援事業について」で指摘したように、相談件数が少ないことから3箇所に分散した専任相談員の常駐は不効率であり、また、各相談員は1名のみで勤務しており勤務状況は自己申告であるため、勤務実態の正確な把握が困難であり、管理面での問題がある。</p> <p>また、今、格差社会の発生と言われるように今後社会問題化し大きく需要が増加するかも知れない就職困難者の就労支援という難しい問題に対処するには相談員相互の絶えざる情報交換と研鑽が必要であり相談センターの統合は不可避となる。難しい問題に対処するには、まず雇用開発センター本部での人材の充実と育成に注力し、今後需要が大きく伸びた場合に需要の大きな重点地域に再度相談センターを配置する等の中長期の事業計画が必要である。</p>		
<p>■措置状況 H20年5月(一部措置済み)</p> <p>各センターの専任相談員は、地域での情報を得るためにも必要であり、各センターを拠点として市民の就労支援に努めています。地域就労支援事業における専任相談員の勤務実態の把握については、平成19年度から、業務日誌の作成や日々の密な連絡により確認することといたしております。また、パソコン講習会等の能力開発事業も雇用開発センターが実施主体となって、相談者への情報提供や啓発、他の関係機関との連携により、事業の拡大と見直し及びコーディネーターの資質の向上を図っています。</p> <p>■措置状況 H21年9月末(一部措置済み)</p> <p>各センターの専任相談員は、地域での情報を得るためにも必要であり、各センターを拠点として市民の就労支援に努めています。地域就労支援事業における専任相談員の勤務実態の把握については、業務日誌の作成や日々の密な連絡により確認することといたしております。また、パソコン講習会等の能力開発事業も雇用開発センターが実施主体となって、相談者への情報提供や啓発、他の関係機関との連携により、事業の拡大と見直し及びコーディネーターの資質の向上を図っています。</p>		

包括外部監査報告No. 20	外郭団体名	財団法人 東大阪市雇用開発センター
担当所属 労働雇用政策室		
<p>■外部監査による結果及び意見内容</p> <p>④地域就労支援事業の本来の趣旨と今後の方向性について(意見)</p> <p>現在の相談実績をみると、相談所の機能について、現在の相談内容は多くが就職情報の開示や他所への誘導で、また、法律の規制があるため、就職の紹介・斡旋ができず、本来の相談者のニーズに答えられないことが基本的な問題と思われる。</p> <p>ただ、地域就労支援事業の本来の趣旨が「雇用・就労に関する専門知識を有するコーディネーターが相談業務に従事し、相談者のニーズに応じた就労相談・求人情報の提供や職業訓練・資格取得などを通じて、中高年齢者、一人親家庭の母親、障害者、若年者等の就職困難者に対し、就職の阻害要因や不安感を除去し、労働関係機関はじめ福祉、教育等の諸課題に関わる行政機関や関係団体との連携のもと、中長期的視点で就職を支援していく」ことであるならば、いま、格差社会が問題になりはじめ、今後相談事業の需要増大が予測され、それに備えて市としても重点施策として中長期の事業計画と人材の育成が必要となる分野である。</p> <p>したがって、上述した相談センターの統合のみならず、今後の方向性としては、市が直接実施している市民相談センターとの統合等も視野に入れ、むしろ市が中心となり人材の育成・充実をはかり事業を計画し、単に相談に応じるのみならず、相談者の最終的な願いである就労に結びつける努力をする必要のある分野と考える。</p>		
<p>■措置状況 H20年5月(見解の相違)</p> <p>就職困難者の自立・就労に向け、従来の相談事業に加え、パソコン講習会など再就職支援講習事業や職域・求人開拓事業などの取り組みを強化してまいります。また、東大阪市障害者自立支援協議会への参画をはじめ、教育・福祉機関との連携を深め、市としても積極的に支援するなかで、地域就労支援センターの機能拡充に努めてまいりたいと考えております。</p>		
<p>■措置状況 H21年9月末(未措置)</p> <p>昨年9月に外郭団体の統廃合等方針が示されたことにより、市として就労困難者の自立・就労に向けて取り組んできた地域就労支援事業を、再就職支援講習や職域・求人開拓などの強化に向けて、今後どのように位置付けていくのかを検討してまいりたいと考えております。</p>		

包括外部監査報告No. 21	外郭団体名	財団法人 東大阪市雇用開発センター
担当所属 労働雇用政策室		

■外部監査による結果及び意見内容

⑤受託事業収入と事業の必要性について(意見)

受託事業収入は、「(3)事業別の状況①警備・清掃・自転車整理等受託事業について」で指摘したようにほぼすべてが市とその外郭団体の委託事業である。現在各外郭団体は、当財団法人に委託することを前提として、市から補助金を受けており、受け取った補助金と同額を当財団法人の委託費として使用している。

このように、実質的にすべて、市からの資金で賄われている状態は、指定管理者制度の導入等による今後の時代の変化に大きく影響を受けることになるので、抜本的な事業運営政策の再検討が必要である。

なお、警備や清掃事業そのものは民間の事業者と競合する事業であり、中高年齢者等雇用対策事業として、全面的に市の資金を使用してこの事業を継続させる必要性についても、他団体との統合等も含め、再検討の時期にあると考える。

■措置状況 H20年5月(未措置)

雇用開発センターにおいては、事業収入は市及び市の外郭団体からとなっているのが現状です。この数年来の委託料の減額、市施設への指定管理者制度導入、無料駅前自転車駐輪場の有料化による委託先の変更等、まさしく雇用開発センターの事業運営にとって非常に厳しい状況であります。

また、他団体との統廃合等については、平成20年9月を目途に団体のあり方を示す予定であり、現在作業中です。

■措置状況 H21年9月末(未措置)

雇用開発センターにおいては、事業収入は、市及び市の外郭団体からとなっているのが現状です。この数年来の委託料の減額、市施設への指定管理者制度導入、無料駅前自転車駐輪場の有料化による委託先の変更等、まさしく雇用開発センターの事業運営にとって非常に厳しい状況にあります。平成20年9月の東大阪市外郭団体統廃合等方針では、常勤職員で対応可能な業務量に順次縮小しながら職員数を圧縮し、特例民法法人期間中に廃止いたします。常勤職員(職員及び反復雇用しているアルバイト職員)の雇用を保証するという課題もあり、当面委託方法の検討とともに、それら諸課題の解決に向けて検討を進めてまいります。

包括外部監査報告No. 22	外郭団体名	社会福祉法人 東大阪市社会福祉協議会
担当所属 高齢介護課		
<p>■外部監査による結果及び意見内容</p> <p>①類似の行政サービスの提供について(意見)</p> <p>高齢者に対する介護保険事業については、社会福祉協議会では「高齢者通所介護(デイサービス)」、社会福祉事業団は「高齢者通所リハビリ」と類似した事業を営んでいる。なお、リハビリについては理学療法士・作業療法士・看護師が必要である。</p> <p>また、高齢者サービスセンターでは、特A型(機能回復のサービスが提供可能となる老人センター)を運営するために理学療法士・作業療法士を配備している。</p> <p>このようにサービス内容において類似する事業については、地域資源を効率的に利用し、また東大阪市の住民の共通するニーズをタイムリーに把握するためにも行政サービスの提供主体毎の役割について十分に検討し、例えば介護に関する基幹施設としてどこを位置づけるか等について再考する必要がある。</p>		
<p>■措置状況 H21年9月末(措置済み)</p> <p>東大阪市社会福祉事業団及び東大阪市社会福祉協議会が指定管理者として実施する本市介護保険事業につきましては、「東大阪市外郭団体の見直し方針」に基づき見直しを行った結果、一定の年限を定めて廃止することを平成20年9月に「東大阪市外郭団体統廃合等方針」にて示しております。</p> <p>本市内における民間事業者によるサービス供給状況に鑑み、市がこれまで担ってきた役割は終えつつあると判断し、社会福祉協議会が指定管理を行う通所介護事業所については平成23年度をもって、また社会福祉事業団が指定管理を行う通所リハビリ事業所については平成25年度をもって廃止する方向で進めてまいります。</p>		

包括外部監査報告No. 23	外郭団体名	社会福祉法人 東大阪市社会福祉協議会
担当所属 高齢介護課		

■外部監査による結果及び意見内容

②市指定管理者事業のサービスについて(意見)

まず、老人センターについては、市として公の関与の意義付けを明確にするためには、単なる娯楽施設でなく地域福祉の拠点、介護予防の拠点として位置づけの下、受益者も狭い範囲に特定化しないような具体的なアクションプランを示し、そのプランに則して社会福祉協議会を含む指定管理者がその運営を行い民間企業との棲み分けを明確化する必要がある。

他方、デイサービスについては、例えば唯一公募で今年度、社会福祉協議会が指定管理者となった楠根デイサービスの場合、定員数は1日あたり20名であり、年間約6,000名の収容が可能であるが約42%(17年度実績)の稼働率と低調である。

今後、他の施設についても公募となった場合に他の民間の業者との競争が避けられず、お風呂等を含むハード面の充実のみならず、例えば“子育て支援”サービス等他のサービス提供も含めた事業転換を視野に入れ、市と協議する必要がある。

■措置状況 H21年9月末(措置済み)

「東大阪市外郭団体見直し方針」に基づく見直しを行った結果、社会福祉協議会が指定管理を行うデイサービスセンター2箇所につきましては、民間事業者によるサービス供給状況に鑑み平成23年度をもって廃止することとしたところです。

老人センターにつきましては、なお、その機能を充実させるべく、生きがい教室の充実や介護予防の取り組みを進め、利用者が地域に貢献する活動主体となっていくことを目指す観点からの事業内容の工夫にも取り組んでおります。今後も今日的な高齢者のニーズ、状況に即した事業運営を進めるとともに、受益者を可能なかぎり広げるための広報活動をしてまいります。

包括外部監査報告No. 24	外郭団体名	社会福祉法人 東大阪市社会福祉協議会
担当所属 高齢介護課		

■外部監査による結果及び意見内容

③指定管理者として市との協定書の内容について(結果)

平成18年度から、五条老人センター、高井田老人センター、高齢者サービスセンター、楠根デイサービスセンターの4施設について、市は社会福祉協議会を指定管理者とし、協定書を取り交わしている。

その際、すべての協定書において、事業内容毎の目標としての成果指標を具体的に設定しておらず今後、市が指定管理者の業務成果をいかに管理しようとしているか不明確である。また、市が指定管理者に支払う委託管理経費の金額の予算査定につき、その算出根拠が実態を適宜、適切に反映しているか疑問が残る。

・人件費について、担当者が担当替えや新たに着任・退職することにより人数が増減しても、すぐには積算に反映されない

市が社会福祉協議会の活動水準を適宜、管理し、また市民の税金から支払われる委託管理経費についても、ある程度の事業の効率化を反映するように今後、目標となる管理指標や委託管理経費の積算について十分に検討すべきである。

■措置状況 H20年5月(未措置)

成果指標については、一定数値的目標を設定していますが、事業ごとには設定しておりませんので、指定管理者から提出された事業報告書の検証を行い、事業成果の把握及びその指標化について平成19年度試行、今年度はその結果を受け、導入に向け検討を進めております。

また、管理委託料についても、縮減に向け、指定管理者の意見も聴きながら積算方法の検討を行っており、次期指定に反映させてまいります。

■措置状況 H21年9月末(未措置)

成果指標については、導入に向け引き続き検討を進めてまいります。管理委託料については、平成21年度からの指定に際し縮減の観点も踏まえ積算を行いました。今後決算状況をみて可能な点については縮減を図るよう努めてまいります。

包括外部監査報告No. 26	外郭団体名	社会福祉法人 東大阪市社会福祉協議会
担当所属 健康福祉企画課		
<p>■外部監査による結果及び意見内容</p> <p>⑤退職給与対応の積立預金について(意見)</p> <p>会計基準対応が済んでおり、退職給付引当金の計上は民間で言うところの簡便法100%を計上している(平成17年度末現在、3億61百万円の残高)。しかし、退職給与引当金に対応する積立金(預金)が平成17年度末現在、1億30百万円の積み立て不足となっている。今後、その財源については、計画的に積み立てることを検討する必要がある。</p>		
<p>■措置状況 H20年5月(一部措置済み)</p> <p>積立金の補充について、H19年度より積み立てを開始しています(退職手当積立金の率を見直し、15年間で正常化する計画)。しかし、まだ3老人センターについては、指定管理料が3年間同額であるため、退職積立金の上積み積立金はできていません。</p> <p>■措置状況 H21年9月末(一部措置済み)</p> <p>平成19年度より、指定管理事業を含め、見直し後の退職手当積立率で積み立てを実施しています。</p> <p>また、退職給与引当金に対応する積立金の1億3千万円の積立不足分につきましては、その内3千万円は積み立てることができており、今後計画的に積み立てを実施していきます。</p>		

包括外部監査報告No. 27	外郭団体名	社会福祉法人 東大阪市社会福祉協議会
担当所属 健康福祉企画課 高齢介護課・保育課		

■外部監査による結果及び意見内容

⑥固定資産関連について(意見)

- 1) 指定管理している市の固定資産(総合福祉センター、五条老人センター)については、築20年～24年たっており、かなり劣化している。建物の修繕費が経常的に発生しているが、下記のとおり4年平均の修繕費は8.5百万円程度である。今後、利用者へのサービス提供、財源の問題に関して、市として十分に留意すべきである。
- 2) 玉串保育園は、昭和54年当時、住宅都市整備公団所有地を東大阪市が無償で借受け、それを社会福祉協議会が無償で転借している。
一方、大阪府では平成19年度から、府有地の有償化(年980万円ぐらい)あるいは買取りについて示唆しており、住宅都市整備公団の今後の動向について見極め、対応方法について十分に検討を要する。
- 3) 老人センター、デイサービスセンターについて社会福祉協議会は指定管理者となっているものの、公募による指定は楠根デイサービスセンターのみである。
非公募で指定されているものについては、3年後には公募による指定が予定されており、組織の戦略や経営資源の有効活用がより一層の重要課題となってくる。
- 4) 車・PC・コピー・プリンタなどについて、リース契約で調達しており、リース期間5年のものが多く、現状では物件一覧・管理台帳等は作成されていない。リース物件は自社物件ではないが、実質的に社会福祉協議会が利用者責任を負っており、台帳による管理は必須である。
- 5) 固定資産は保険に加入していない。災害による滅失のリスクを回避するには、重要性の高い固定資産について損害保険への加入が望まれる。

■措置状況 H20年5月(一部措置済み)

- 1) 建物の修繕については、利用者へのサービス提供に支障が生じないよう予算確保に努め、整備を図ってまいりたい。
- 2) 現在のところ住宅都市整備公団(現、都市再生機構)から土地の有償化等の提示はありませんが、市としても今後の動向については注視し、玉串保育園のあり方も含め、検討を行ってまいりたい。
- 3) 社会福祉協議会の持つ他の法人にはないノウハウや経験、また、地域に根ざしたネットワーク、人材という経営資源を活用したビジョン・具体的方策を早急に構築するよう積極的に働きかけております。
- 4) 各施設において整備しているリース契約の物件台帳を、今回本部事務局において一括管理を行うこととしました。
- 5) 固定資産で損害保険に未加入のものについては、重要性を勘案しながら加入の検討を行います。

■措置状況 H21年9月末(一部措置済み)

- 1) 建物の修繕については、利用者へのサービス提供に支障が生じないよう予算確保に努め、整備を図ってまいりたい。
- 2) 現在のところ住宅都市整備公団(現、都市再生機構)から土地の有償化等の提示はありませんが、市としても今後の動向については注視し、玉串保育園のあり方も含め、検討を行ってまいりたい。
- 3) 「東大阪市外郭団体見直し方針」に基づく見直しを行った結果、社会福祉協議会が指定管理を行うデイサービスセンター2箇所につきましては、民間事業者によるサービス供給状況に鑑み平成23年度をもって廃止することとしたところです。
老人センターにつきましては、なお、その機能を充実させるべく、生きがい教室の充実や介護予防の取り組みを進め、利用者が地域に貢献する活動主体となっていくことを目指す観点からの事業内容の工夫にも取り組んでおります。今後も今日的な高齢者のニーズ、状況に即した事業運営を進めるとともに、受益者を可能なかぎり広げるための広報活動をしてまいります。
- 4) 平成20年2月1日より、各施設において整備しているリース契約の物件台帳を、事務局において一括管理を行っています。
- 5) 固定資産で損害保険に未加入のものについては、重要性を勘案しながら加入の検討を行います。

包括外部監査報告No. 28		
担当所属 障害者支援室 高齢介護課 こども家庭課 保育課 健康づくり課	外郭団体名	社会福祉法人 東大阪市社会福祉協議会

■外部監査による結果及び意見内容

⑦人件費について(意見)

ホームヘルパーの人件費は、民間平均が250万～300万円のところ、社会福祉協議会の平均は約650万円とのことである。今後、指定管理者が公募された場合、競合他社との関係で十分、検討を要する課題となる。

なお、玉串保育園の人件費水準は市のそれよりは低く、概ね民間並みとのことである。給与テーブルが年功序列型であるが、保育業務の性質からすると、一定以上の経験年数を経ると年功により昇給することについても、再考する必要がある。

■措置状況 H20年5月(未措置)

指定管理者が公募された場合において、民間事業者との競合関係でホームヘルパーの人件費が課題であるという認識のもとで、社会福祉協議会の特性を生かした事業、採算性を考慮した事業の展開を検討することが必要であると考えます。また、課題解消に向けた協議も検討してまいりたい。

玉串保育園については、市としては民間保育所と同じ位置づけでの取扱いとなっており、給与体系は社会福祉協議会で検討していく必要があると考えます。

■措置状況 H21年9月末(未措置)

「東大阪市外郭団体見直し方針」に基づき見直しを行った結果、平成20年9月とりまとめられた「東大阪市外郭団体統廃合等方針」等において、社会福祉協議会の行う介護保険事業については一定の年限を定めて廃止することとしたところです。これを踏まえ社会福祉協議会にて検討された結果、ホームヘルプ事業については、平成23年3月迄に撤退する方向が決定されました。

現在、社協の特性、採算性を考慮した事業展開を検討しており、今後ホームヘルパーは社会福祉協議会の行う他の事業に従事していくことが見込まれますが、その人件費については、事業展開全体の検討の中で課題解消に向けて取り組んでまいります。

玉串保育園の給与制度については、現在検討中です。

包括外部監査報告No. 29	外郭団体名	社会福祉法人 東大阪市社会福祉協議会
担当所属 健康福祉企画課		
<p>■外部監査による結果及び意見内容</p> <p>⑧ボランティア基金及び善意銀行業務について(意見)</p> <p>ボランティア基金の運用は、国債・定期預金等で行っており、利息部分のみを活用して低金利のため活動範囲が大幅に制限されている。規程等の許す範囲内で、運用方法を再検討する余地があると思われる。</p> <p>また、善意銀行については、寄付の申し出があった時に、その意向に添った活用及びその使途運用について説明している。また広報紙「社協ひがしおおさか」に善意銀行の主旨や寄付受けの状況について掲載している。</p> <p>しかし、寄付の使途状況については、事後的な説明を十分にはおこなっていない。今後、市民により継続的な協力を得るためにも、寄付を財源として事業を遂行した後に、定期的な説明をいかに行うかについて、さらに検討する必要がある。</p>		
<p>■措置状況 H20年5月(一部措置済み)</p> <p>ボランティア基金設置要綱では、基金の原資は災害等以外に取り崩しできないと定めています。また、基金の目標額は2億円としており現在の積立額は1億3千万あまりです。ご指摘のとおり低金利時代においては活用の拡大が困難ですが、現状の要綱を堅持しつつ、ボランティア活動等の実施状況に則してボランティア・市民活動委員会で検討していきます。</p> <p>また、善意銀行の寄付金の使途状況の説明については、それぞれの主旨を明確にし、使途状況をより市民に理解してもらえるよう、広報誌「社協ひがしおおさか」や社協のホームページを活用しての市民への報告を定期的実施するとともに、寄付受付時に前年度の寄付の使途状況について報告書等で説明することにしました。</p>		
<p>■措置状況 H21年9月末(一部措置済み)</p> <p>ボランティア基金設置要綱では、基金の原資は災害等以外に取り崩しできないと定めています。また、基金の目標額は2億円としており現在の積立額は1億4千万あまりです。ご指摘のとおり低金利時代においては活用の拡大が困難ですが、現状の要綱を堅持しつつ、ボランティア活動等の実施状況に則してボランティア・市民活動委員会で検討していきます。</p> <p>また、善意銀行の寄付金の使途状況の説明については、それぞれの主旨を明確にし、使途状況をより市民に理解してもらえるよう、広報誌「社協ひがしおおさか」や社協のホームページを活用しての市民への報告を定期的実施するとともに、寄付受付時に前年度の寄付の使途状況について報告書等で説明しています。</p>		

包括外部監査報告No. 30	外郭団体名	社会福祉法人 東大阪市社会福祉協議会
担当所属 高齢介護課		
<p>■外部監査による結果及び意見内容</p> <p>⑨地域福祉権利擁護事業について(意見) 精神障害・認知症等の人の金銭管理を主に行っており、下記のとおり契約者は増加の傾向にある。金銭を取り扱う支援員と契約等を取り扱う専門員がいるが内部監査などはなされていない。今後、内部統制の強化が必要である。 <表></p>		
<p>■措置状況 H21年9月末(措置済み)</p> <p>内部統制の強化方法といたしまして、利用者の預金通帳からの出金方法等について、平成21年3月に「取り扱い内規」を定め、それを遵守することにより、日々の金銭管理体制の強化と事故の未然防止を図っております。特に、代理人届により当協議会の公印を使用して出金を行う場合には、担当支援員を経て担当専門員により記載された「管理台帳」及び「出金伝票」を、日常生活自立支援センターの管理職が内容・金額のチェックを行った後、さらに公印を管理している総務課管理職が再度確認を行い、「出金伝票」に押印することとし、他の部署のチェックも受ける二重、三重の管理体制をとっています。</p>		

包括外部監査報告No. 31	外郭団体名	社会福祉法人 東大阪市社会福祉協議会
担当所属 高齢介護課		
<p>■外部監査による結果及び意見内容</p> <p>⑩介護報酬(個人負担分及び保険分)の請求・入金管理について(意見)</p> <p>個人負担部分の入金は、データ入力(介護保険請求の数週間後)後に業務委託している株式会社ジェーシービー(JCB)にデータを送信し、JCBは毎月7日に引き落としがある。未収分については、JCBからリストが来るので、センターの担当者が対応している。原則現金収納は行っていない。また、介護保険への請求も上記のデータを利用して行っている。</p> <p>ところで、上記のデータが、締め日の翌々月の10日に送信されており事務作業がやや遅い。できるだけ、タイムリーにデータを入力し送信すべきである。</p> <p>また、返戻・査定減分については、集計表及び紙ベースでの返戻・審査減報告によって管理している。しかし、いわゆる整理簿(返戻・査定減の顛末を追跡するための管理台帳)の作成等は行われておらず、返戻・査定減分の現状と滞留管理が適宜、行えない。返戻・査定減の管理簿を作成の上、担当者が十分に管理し、また管理者により適宜、査閲することが望ましい。</p>		
<p>■措置状況 H20年5月(一部措置済み)</p> <p>介護保険等の保険請求については、制度の開始当初、1,000人近い利用者及び月9,000回以上のサービス提供を行っていましたが、その請求事務が間に合わず、従前4ヶ月後となっていたのが、1ヶ月の短縮を行い、指摘の期間に至っております。現在は、利用者、サービス回数とも減少し、処理可能数と思われます。一方、利用者の繰上請求については、1度に2月分の請求を行うことは、利用者の生活を圧迫することになり、慎重に行う必要があります。また、返戻等の管理は請求担当者が作成する一覧表にチェックし、管理者に毎月報告するように改善されております。</p>		
<p>■措置状況 H21年9月末(措置済み)</p> <p>前回回答以降引き続き改善に取り組んだ結果、平成19年10月より翌月に請求を行うよう改善済みです。</p>		

包括外部監査報告No. 32	外郭団体名	社会福祉法人 東大阪市社会福祉協議会
担当所属 高齢介護課		
<p>■外部監査による結果及び意見内容</p> <p>①稲田鷺島住宅シルバーハウジング事業について(意見) 下記のような細事業の他、安否確認のための訪問等を職員1名で約20世帯に対して実施している。 ところで、下記の活動指標からも明らかなように「一時的な家事援助」については、実績も低迷しており、また受益者も特定化されておりかつデイサービス等の通所介護との代替性を考慮すると今後も継続していくべきかの検討を十分に実施する必要がある。</p>		
<p>■措置状況 H20年5月(見解の相違)</p> <p>稲田鷺島のシルバーハウジング(高齢者世話付住宅)は、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯に対して福祉施策と住宅施策の密接な連携のもとに高齢者の安全や利便に配慮した設備、設計とするとともに福祉サービスが適切に受けられるよう十分に配慮された住宅です。 シルバーハウジングには、生活援助員(ライフサポートアドバイザー)を配置することが定められており、今後も入居者が生活援助員に気軽に相談できる人員配置を行い、入居者の生活への不安が減少するよう努めていくものであります。 なお、一時的な家事援助は居住者の事故等があつて調理等一時的に援助するもので、継続的な援助は介護保険のサービスを受けるべきであると考えます。</p>		
<p>■措置状況 H21年9月末(見解の相違)</p> <p>前回回答と同様、シルバーハウジングにおける生活援助員派遣事業の目的は、安否確認や緊急時の一時的な家事援助を行うことにより、入居者に安心して生活していただける環境を提供するもので、介護保険制度により提供される介護サービスとは趣旨の異なるものと考えております。</p>		

包括外部監査報告No. 33	外郭団体名	社会福祉法人 東大阪市社会福祉事業団
担当所属 障害者支援室 高齢介護課		

■外部監査による結果及び意見内容

①同一または類似の行政サービスの提供について(意見)

前述したとおり、東大阪市内において社会福祉事業団の高井田障害者センター事業と市直営の荒本・長瀬両障害者センター事業がいわゆる身障B型(身体障害者福祉法第27条で就労継続支援B型)として同一事業を営んでいる。

また、市からの受託事業の一つ「包括的支援事業(平成17年度以前は、地域型在宅介護支援センター事業)」については、市内を19エリア(中学校区を基礎として区分)に分けて、17事業所(センター)が民間と社会福祉事業団及び社会福祉協議会によりエリア別に担当が決められて、同一公共サービスを提供している。

さらに、要介護高齢者を対象として、社会福祉事業団では「高齢者通所リハビリ」、社会福祉協議会では「高齢者通所介護(デイサービス)」とサービス内容において類似した事業を営んでいる。しかし、詳細には「高齢者通所リハビリ」は、看護・リハビリが主たるサービス内容であり医療機関又は介護老人保健施設のみが開設可能である反面、「高齢者通所介護(デイサービス)」は介護が主たるサービス内容で、特養等の他単独型でも開設可能であるという相違点はある。

以上、社会福祉事業団のみならず市(本庁)、社会福祉協議会及び民間の各主体が、障害者あるいは要介護高齢者向けの類似の内容の事業を東大阪市内において営んでいる。今後、東大阪市(本庁)がイニシアチブをとり、東大阪市の各地域の住民ニーズを分析した後に、地域資源の効率的活用及び健全な競争状況の維持の観点から、官・民の公共サービス提供主体のベストミックス、官におけるサービス提供ノウハウの共有化をいかに行うか等について十分に協議をする必要がある。その際、「相談・介護・医療等の基幹的役割を持つ施設の設置」についても検討することが望まれる。

■措置状況 H20年5月(未措置)

高井田障害者センターは平成19年度より、高井田訓練所を統合し、従来の身障センターB型に加えて、生活介護・自立訓練・就労移行・就労継続・広域的な支援事業等の事業指定を受け、三障害を視野に入れた事業展開を図っています。荒本・長瀬両障害者センターは地域活動支援センターとして事業を展開しており、事業内容において同一事業ではなく、各々ニーズに沿ったサービスを行っています。

地域包括支援センターについては、東大阪市第4次高齢者保健福祉計画・第3期介護保険事業計画に基づいて設置を進めているもので、その計画の策定に当たっては、これまでに整備してきた在宅介護支援センターの活用を図り、住民の利便を考慮して地域にできるだけ多くの相談拠点を設けることを念頭においています。現時点では、これが最も地域資源を効率的に活用でき、市の委託事業と指定介護保険サービスを合わせて提供する高齢者対象の総合相談拠点として、社協、事業団、その他の社会福祉法人により運営を行い、かつセンター間の連携・協働を重視して事業推進することで、市内全域での相談支援機能の拡充を図っていくとします。

さらに、事業団が行っている「通所リハビリテーション」と社会福祉協議会が行っている「通所介護(デイサービス)」は、医療的なサービス提供という観点から大きな相違があり、法上もケアプラン等においてもその目的別による利用が明確になっています。いろいろな提供主体が多数存在する中で、社協か事業団か等と考える以前に、市設置の必要があるかどうかの検討が必要な課題であり、その検討にあたっては、両団体の意見も踏まえない。

「相談・介護・医療等の基幹的役割を持つ施設の設置」は、ご指摘のように、障害児者や高齢者の地域福祉を考える上で非常に重要であると考えます。今後の施策検討にあたっては、現に事業を担っている両団体にも意見を求め、最も有効な施策推進ができるよう図ってまいります。

■措置状況 H21年9月末(未措置)

高井田障害者センターは生活介護・自立訓練・就労移行・就労継続・広域的な支援事業等の事業指定を受け、三障害を視野に入れた事業展開を図っています。荒本・長瀬障害者センターは地域活動支援センターとして事業を展開しており、事業内容において同一事業ではなく、各々ニーズに沿ったサービスを行っています。

地域包括支援センターについては前回回答の考え方に基づき引き続き整備を進め、現在市内19ヶ所の設置が整っております。当該センターは身近な地域に所在することが求められる機関と考えており、異なる主体により運営を行いながら、かつセンター間の連携・協働を強化することで、市内全域での高齢者の相談支援機能を高めてまいりたいと考えております。

一方、社会福祉事業団及び社会福祉協議会が実施している通所リハビリテーション等の介護保険事業については、「東大阪市外郭団体見直し方針」に基づき見直しを行った結果、平成20年9月とりまとめられた「東大阪市外郭団体統廃合等方針」等において、それぞれ一定の時期を定め、廃止することとしたところであります。

「相談・介護・医療等の基幹的役割を持つ施設の設置」は、ご指摘のように、障害児者や高齢者の地域福祉を考える上で非常に重要であると考えます。今後の施策検討にあたっては、現に事業を担っている両団体にも意見を求め、最も有効な施策推進ができるよう図ってまいります。

包括外部監査報告No. 34	外郭団体名	社会福祉法人 東大阪市社会福祉事業団
担当所属 障害者支援室 高齢介護課		
<p>■外部監査による結果及び意見内容</p> <p>②市指定管理者事業について(意見)</p> <p>東大阪市から社会福祉事業団が指定管理者として事業運営を任されている知的障害者通所厚生施設、介護老人保健施設について、前述のとおり東大阪市内で民間法人も同じ事業を営んでいる。</p> <p>今後、指定管理者の選定が公募で行われると社会福祉事業団は自ずと民間の法人との競争が不可避となるため、今から十分に経営戦略を練り、人・もの・金の経営資源を有効に活用する必要がある。</p>		
<p>■措置状況 H20年5月(未措置)</p> <p>平成19年度、予算執行や事業内容の進行管理を適正に行い、効率的な運営が図れるよう、事業の進行管理計画を策定いたしました。その中で、人材育成、人事評価、法改正に伴う減収への対応等、人・もの・金の活用について、努力してまいります。「知的障害者通所更生施設」につきましては、19年度より高井田障害者センターに統合し、自立訓練事業・就労移行支援事業・就労継続支援B型事業を実施しております。これらの事業を実施するにあたり、事業団とも協議の上、市民ニーズがあるが、民間事業所では実施が困難な事業を中心に事業を推進しています。</p> <p>また平成20年度におきましては、要医療管理利用者、累犯障害者、三障害等の受け入れを積極的に進めており、障害者の短期入所事業につきまして、職員体制の整備により定員数を増やす予定にしております。</p> <p>■措置状況 H21年9月末(一部措置済み)</p> <p>「知的障害者通所更生施設」につきましては、市民ニーズがあり、民間事業所では実施が困難な事業を中心に、事業の進行管理計画を基に生活介護・自立訓練・就労移行・就労支援B型等の各事業を展開しています。</p> <p>介護老人保健施設につきましては、前回回答以降、「東大阪市外郭団体の見直し方針」に基づき見直しを行った結果、平成20年9月にとりまとめられた「東大阪市外郭団体統廃合等方針」等において、一定の年限を定めて廃止することとしたところです。</p> <p>本市内における民間事業者によるサービス供給状況に鑑み、市がこれまで担ってきた役割は終えつつあると判断し、社会福祉事業団が指定管理を行う介護老人保健施設については平成25年度をもって廃止する方向で進め、民間事業者による代替施設の整備を検討する予定です。</p> <p>社会福祉事業団の今後の事業展開としては、障害児・者の支援機能に重点化する方向で検討を進めております。</p>		

包括外部監査報告No. 38	外郭団体名	社会福祉法人 東大阪市社会福祉事業団
担当所属 ことば家庭課		
<p>■外部監査による結果及び意見内容</p> <p>⑥固定資産の修繕費負担について 社会福祉事業団が指定管理者として管理している市の固定資産については、既に築20年以上たっているものもあり、かなり劣化している。社会福祉事業団が負担する建物の修繕費は経常的に発生しており、その金額の推移は、以下の図表のとおりである。 今後、利用者の安全性確保や提供するサービスの質の向上のためにも、改修に関する財源の問題については市と十分に議論し、より安全な施設への転換が望まれる。</p>		
<p>■措置状況 H21年9月末(措置済み)</p> <p>総合福祉センター及び療育センターの空調設備につきましては、平成21年度に予算措置し、設備改修を行いました。 また、施設の安全性確保など利用者へのサービス向上のために必要な財源の確保に努めてまいります。</p>		

包括外部監査報告No. 39	外郭団体名	社会福祉法人 東大阪市社会福祉事業団
担当所属 こども家庭課		
<p>■外部監査による結果及び意見内容</p> <p>⑦給与体系について(意見)</p> <p>給与体系について、市役所と同じテーブルを利用し、正規の職員は初任給が4号安いが、契約職員(最長3年)については、市役所のパート職員の賃金基準に準拠して決定されている。今後、上述した指定管理者としての地位を維持するためにも、市と同様の給与体系にするのではなく、事業毎に競合する他の組織(民間企業や他の公的主体)の人件費の水準を考慮しながら、職員の功績も反映した社会福祉事業団独自の給与体系を構築することが望まれる。</p>		
<p>■措置状況 H20年5月(未措置)</p> <p>平成20年度より経営ビジョンの一環として、人事考課制度の検討グループを立ち上げ、将来の人事及び給与体系のあり方について研究をはじめます。</p>		
<p>■措置状況 H21年9月末(未措置)</p> <p>平成20年度より、企画会議、調整会議等において、今後の事業展開、給与体系及び職員処遇等も含めた今後の法人のあり方等について研究、検討を行っております。</p>		

包括外部監査報告No. 40	外郭団体名	社会福祉法人 東大阪市社会福祉事業団
担当所属 子育て家庭課		

■外部監査による結果及び意見内容

⑧勤怠管理について(結果)

超過勤務簿(H17年12月分)をレビューしたところ、勤務命令印の押印漏れ等の形式不備が散見された。支出の大部分が人件費であり、人件費の管理は、非常に重要な経営管理上の課題である。担当の管理者が、毎月定期的に勤怠管理についてチェックするとともに、時間外勤務時間の発生原因や人別の偏りの有無等を十分に分析し、人事・給与管理に利用すべきである。

■措置状況 H20年5月(一部措置済み)

超過勤務につきましては、勤怠管理を厳重に行うように各施設長に指示をいたしました。また、本部事務局におきましても、形式不備がないようにチェックを厳重にいたします。時間外勤務の内容については、行事準備、利用者への個別・緊急対応が殆どであります。効率的・効果的に業務を行うように指示をしております。

■措置状況 H21年9月末(一部措置済み)

超過勤務については、各事業所において発生原因、その内容等を精査し、適正な超勤命令を行っております。また、人的偏りについては、役割分担等の業務整理や見直しを行う中で改善しつつあります。

包括外部監査報告No. 41	外郭団体名	社会福祉法人 公共社会福祉事業協会
担当所属 子育て家庭課		

■外部監査による結果及び意見内容

①類似の行政サービスの提供について(意見)

市立保育所3園(春宮、島之内、高井田)は指定管理者に移行し、当初非公募の後、次回3年後の更新時より公募が実施された場合、他の直営保育所11園についてはなんら民間への開放の是非について検討がなされておらず、市の保育方針が明確とは言えない。民間保育所も増加傾向にあり、0歳児保育や病後児保育等の特殊なサービスをどの主体が担うのかといった保育サービスの品質の問題と保育事業の効率的な運営をいかに履行していくか、地域資源をいかにうまく活用するかといった点から、公的保育所と民間保育所が十分に話し合っ、お互いのポジションを明確にする必要がある。さらに、「指定管理者制度」の活用が、保育所運営事業にとって有効か否かについても検討の余地がある。確かに、公の施設の運営について指定管理者制度の導入により、競争原理がより強く働く余地はあるが、下記のようなデメリットも考えられる。

- ・指定管理の期間が現在と同様、3年間程度であれば次回の指定管理者からはずれる場合を想定すれば、保育士等の正規職員を長期的な観点から雇用しにくくなる。その結果、ほとんどが非常勤職員のみで対応することとなり、専門職の職員が育ちにくくなる。

- ・指定管理者の変更により、新たな保育所職員が前任者から十分な引継ぎもなく仕事を始めることは、保護者のみならず園児自身にも不安を与えかねない。その結果、平成18年4月20日には、大阪高裁で、大東市の保育園民営化によって子供達が損害を受けたとして市に賠償を命じる判決が出ており、また平成18年5月22日にも、横浜地裁が「横浜市の性急すぎる保育園民営化の手続きは違法」と判断が下されている。以上、利用者たる保護者・子供が安心して通える保育所の確保を関係団体で十分に協議することが必須といえる。なお、前述したコスト比較表からも明らかのおおき保育所事業における平均人件費については、社会福祉協議会が運営する玉串保育園と公共社会福祉事業協会が運営する稲田保育所を対比すると平成17年度ベースで下記のとおり稲田保育所の方がかなり低くなっている。効率性の観点から、社会福祉協議会が運営する玉串保育園の運営主体について、今後十分に検討すべきである。社会福祉協議会:公共社会福祉事業協会=4.1:3.3

他方、高井田ホーム事業について、指定管理者として公共社会福祉事業協会が現在運営をしているが、上記の保育所事業とかなり性格を異にしている。建物自体の老朽化の問題もあり、今後市の福祉計画との整合性を十分に考慮して、市がイニシアチブをとり運営主体についても十分に検討すべきである。また、もし外郭団体で運営を続けるのであれば、社会福祉を目的とする事業の健全な発展及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図るため、昭和40年8月30日に設立された社会福祉協議会との協力も念頭におくべきと考えられる。

■措置状況 H20年5月(未措置)

- ・保育所運営事業に指定管理者制度の活用が有効か否かについて検討中です。現在、公共社会福祉事業協会も含めた外郭団体のあり方について平成20年9月を目途に方針を示す予定であり、その結果を踏まえ平成20年度に方向を示していきます。

- ・高井田ホームについては、施設の老朽化等もあり入所世帯の減少など、現行施設のままで採算性は見込めず、指定管理者の公募は困難な状況です。施設の新設等の困難な財政状況の中、今後の施設のあり方について検討を行い、方向性を決定します。

■措置状況 H21年9月末(未措置)

- ・保育所運営事業に指定管理者制度の活用が有効か否かについて検討中です。公共社会福祉事業協会は「外郭団体統廃合等方針」に基づき、平成21年度末自立をめざし準備をすすめております。

- ・高井田ホームについては、施設の老朽化等もあり入所世帯の減少など、現行施設のままで採算性は見込めず、指定管理者の公募は困難な状況です。施設の新設等の困難な財政状況の中、今後の施設のあり方について検討を行い、方向性を決定します。

包括外部監査報告No. 43	外郭団体名	社会福祉法人 公共社会福祉事業協会
担当所属 保育課		
<p>■外部監査による結果及び意見内容</p> <p>③新会計基準について(結果)</p> <p>1) 退職給与引当金及び利益留保性引当金の計上について 昨年度までは、旧の社会福祉法人会計基準に準拠していたため、退職給与引当金が計上されていなかった。平成18年度からは、新たな社会福祉法人会計基準に準拠した新たな『経理規則』が策定されており、当経理規則第45条に基づいて、決算期末に退職給与引当金の計上が必要となる。 なお、新たな『経理規則』を前提とすれば、今年度の期首に必要であった退職給与引当金は、下記の表から43,140千円であった。 また、前述した利益留保性引当金(最大3億20百万円)については、合理的に見積可能な範囲の引当必要額はそのまま計上し、それを除いて取り崩す必要がある。</p> <p>2) 減価償却費の計上について 減価償却についても、平成18年3月期からは、新たな『経理規則』第40条及び44条に基づいて、決算期末に減価償却費の計上が必要となる。 参考までに建物建設時よりの減価償却累計額を試算すると次のようになる。 (対象物件) 稲田保育所の建物 183,844千円、昭和55年に設立 (減価償却の前提) 定額法、残存価格10%、耐用年数は47年と仮定 (大修繕費) 平成12年度、金額 99,435千円 なお、過年度において、大修繕にかかった費用は、費用処理されているが、本来固定資産の耐用年数を延長するほど大規模修繕であれば、固定資産の追加取得と考える。 ・建物の取得価額 283,279千円 ・期首減価償却累計額 101,051千円</p>		
<p>■措置状況 H20年5月(一部措置済み)</p> <p>①平成18年度より新会計基準に変更したことから、当法人で依頼している公認会計士と相談しながら、新たな経理規則に基づいて、平成18年度決算において退職給与引当金を計上しました。 ②減価償却の計上については、平成18年度決算において減価償却基準に基づき減価償却を行い、減価償却後の計上を行いました。</p> <p>■措置状況 H21年9月末(一部措置済み)</p> <p>①平成18年度より新会計基準に変更したことから、当法人で依頼している公認会計士と相談しながら、新たな経理規則に基づいて、平成18年度決算において退職給与引当金を計上しました。 ②減価償却の計上については、平成18年度決算において減価償却基準に基づき減価償却を行い、減価償却後の計上を行いました。</p>		

包括外部監査報告No. 44	外郭団体名	社会福祉法人 公共社会福祉事業協会
担当所属 保育課		

■外部監査による結果及び意見内容

④固定資産関連について(意見)

1) 建物について

指定管理者として管理している市立保育所のうち、春宮保育所の建物について、雨漏り等があり、かなり修繕費の負担がかかると聞いている。建物は市の所有(府の合築)であり、建物改修等について市と十分に協議することが必要である。

2) 稲田保育所の底地について

稲田保育所の底地は府有地であり、市が無償で借受けそれを公共社会福祉事業協会が無償で転借している状態である。市としては大阪府と現在協議中であり、今後の対応によっては公共社会福祉事業協会の事業運営にかなりの影響がでるため、市と十分に協議を行い、負担関係を明確にすることが望まれる。

■措置状況 H20年5月(一部措置済み)

1) 春宮保育所の建物改修等については、この間も市の負担で整備や補修工事を一部実施してきていますが、今後においても費用負担の大きなものについては、公立保育所14園の整備修繕計画のなかで実施します。

2) 稲田保育所の底地については大阪府との協議が現在も進行中であり、その経過をふまえ公共社会福祉事業協会との協議も進めていきます。

■措置状況 H21年9月末(一部措置済み)

1) 春宮保育所の建物改修等については、この間も市の負担で整備や補修工事を一部実施してきていますが、今後の費用負担等については、平成22年4月からの自立に向けた課題事項として整理をしていきたいと考えております。

2) 稲田保育所の底地については、公共社会福祉事業協会が購入する方向で大阪府と協議中です。

包括外部監査報告No. 45	外郭団体名	社会福祉法人 公共社会福祉事業協会
担当所属 保育課		
<p>■外部監査による結果及び意見内容</p> <p>⑤人件費について(意見)</p> <p>人件費水準は市のそれよりは低く、概ね民間並みとのことである。これは、職員の平均年齢が28歳と公立保育所とくらべてかなり低いためである。ところで、保育士の給与テーブルは年功序列型であるが、保育業務の性質からすると、一定以上の経験年数を経てもなお年功により昇給することが合理的か否か今後、検討を加えるとともに、むしろ保育士として保護者からも十分信頼され、保育所運営に貢献している人に経済的なインセンティブを与える工夫等が必要と考えられる。</p>		
<p>■措置状況 H20年5月(未措置)</p> <p>保育士の給与テーブルが年功序列とのことですが、現在、当該法人が適用している給与表は国及び府が民間の施設に適用しているモデル給与表を参考に行っているところである。</p> <p>なお、55歳で昇給停止を実施し、60歳になった月末をもって定年退職としてその後、再雇用制度を導入して、一定以上の経験年数を経てもなお年功により昇給することが合理的か否か今後、検討を加えるとともに、むしろ保育士として保護者からも十分信頼され、保育所運営に貢献している人に経済的なインセンティブを与える工夫等が必要と考えられます。</p>		
<p>■措置状況 H21年9月末(未措置)</p> <p>保育士の給与テーブルが年功序列とのことですが、現在、当該法人が適用している給与表は国及び府が民間の施設に適用しているモデル給与表を参考に行っているところである。</p> <p>なお、55歳で昇給停止を実施し、60歳になった月末をもって定年退職としてその後、再雇用制度を平成19年度より導入して、一定以上の経験年数を経てもなお年功により昇給することが合理的か否か今後、検討を加えるとともに、むしろ保育士として保護者からも十分信頼され、保育所運営に貢献している人に経済的なインセンティブを与える工夫等が必要と考えられます。</p>		

包括外部監査報告No. 46	外郭団体名	財団法人 東大阪市環境保全公社
担当所属 環境整備課		
■外部監査による結果及び意見内容		
<p>①借入金の返済について(意見)</p> <p>現在の多額の借入れ、累積欠損金による財政状態の悪化の主な原因は、以下のような事業運営によるものである。</p> <p>1) 昭和48年1月の業務開始時に、西地区の水洗化の進捗に伴う業者補償及び水洗化対策として、し尿収集転廃業者の従業員130名を雇用した。昭和59年度から中地区においても、し尿処理業務を受託し退職者不補充の方針の下、臨時雇用職員の雇用により業務を実施した。</p> <p>2) 水洗化による汲み取り世帯数が減少し、業務量が減少した。</p> <p>3) 昭和62年度から、し尿処理業務委託料の算定基礎が便槽別単価方式に変更され、委託料が激減した。</p> <p>4) 職員の雇用規則等は東大阪市に準じた雇用条件(終身雇用を含む条件)であり、余剰人員が発生した。</p> <p>5) 財源不足については、設立当初から市の債務保証により市中銀行からの借入りに依存したため、金利コストもかなりかかった。</p> <p>平成3年度から「環境保全公社経営健全化計画」が策定され、一時借入りの無利息借入りの実施や公共下水道区域内し尿収集運搬対策特別委託料の創設等、市からの支援がなされた。</p> <p>また、平成7年度から、公共施設ごみをはじめ、家庭大型ごみ、ペットボトル等のごみ収集業務を市から受託し、事業の範囲が拡大した。</p> <p>その結果、公社運営の効率化の努力もあいまって、平成8年度から単年度収支は黒字となったが、以</p> <p><表></p> <p>上記に記載したとおり、今後、家庭ごみについて、市直営から民間への委託の可能性もあり、環境保全公社も民間と競争し勝ち残るためには、過去の負の遺産と決別する必要がある。そのためには、以下のような施策について早急に検討し、早期完済を計画する必要がある。</p> <p>1) 17年度末の貸借対照表上、1億34百万円の現金預金を有しているが、その大半が普通預金である。余剰資金については、借入返済に充当するほうが有効な資金利用につながると考えられる。</p> <p>2) 市としても100%の出資をした責任上、ある程度の補助金投入または借入金の減免等により、民間との健全な競争ができる程度の健全な財務状況を確保することも検討すべきである。その前提として、ごみ及びし尿処理業務について、収集運搬業務及び最終処分業務を含めて検討できる例えば市長直属のプロジェクトチームを設置し、東大阪市としての具体的な方針を示し、公社の存在意義もその方針の中で検討されるものと理解する。</p> <p>なお、参考までに短期プライムレートで借入利息を計算した場合、$16.2億 \times 1.375\% \div 22$百万円もの利息を支払うべきところを免除しており、環境保全公社に対する市の実質、補助金となっている。</p> <p>3) 公社としてもより一層の組織努力をおこなう上からも、下記に指摘したように人件費の見直しが求められる。</p>		
■措置状況 H20年5月(一部措置済み)		
<p>1) 余剰資金については、借入返済に充当しており、18年度の市貸付金は前年度に比し1億2千万円の減額となっております。</p> <p>2) プロジェクトチームの設置については、環境保全公社内で「事業執行体制等健全化計画策定会議」が平成19年1月15日に設置され、環境部からオブザーバー参加し、4回の会議上で意見交換を行いました。具体的な方針については結論に至らず、現在関係部局と協議を行いながら今後の方針を検討しているところです。</p> <p>3) 市からは外部包括監査の指摘を踏まえ、公社職員の退職金等の見直しを求めているところです。現在、外郭団体の統廃合等のあり方についての見直しの中においても検討を行っているところです。</p>		
■措置状況 H21年9月末(一部措置済み)		
<p>剰余金返済額が平成15年度から遡り課税対象とされた為、平成19・20年度においては委託料の実費精算を行い公社決算は収支ゼロとしています。また、平成21年度の予算編成は「実費弁償」型とし、剰余金は発生しません。新公益法人移行の必須条件となっています健全財政の形成のため早急に公社債務の解消方法を検討していきます。</p>		

包括外部監査報告No. 48	外郭団体名	財団法人 東大阪市環境保全公社
担当所属 環境整備課		
<p>■外部監査による結果及び意見内容</p> <p>③会計処理等について(結果)</p> <p>1) 引当金について 退職給与引当金の計上が不足している。平成17年度末の退職金要支給額は3億52百万円であるが(別途資料:「決算シミュレーション」参照)、これに対する現在の引当金額は30百万円であり、3億22百万円の積み立て不足である。</p> <p>2) 固定資産計上について 固定資産管理規程では、耐用年数1年以上かつ20万円以上のものを固定資産として定めている。しかし、数万円程度の物品についても減価償却を行っており、整合性が図られていない。20万円未満の購入については、消耗品費で処理すべきと考える。</p>		
<p>■措置状況 H20年5月(一部措置済み)</p> <p>1)退職給与引当金については、現在のところ目途がたっておりませんが、計上できるよう検討しております。</p> <p>2)過去の規定に基づいた低額の固定資産については、消耗備品として台帳を設けて平成19年4月1日から処理を行っております。</p> <p>■措置状況 H21年9月末(措置済み)</p> <p>退職給与引当金については、平成21年度を初年度として公社運営補助金「退職補助金」として必要額を交付しました。</p>		

包括外部監査報告No. 49	外郭団体名	財団法人 東大阪市環境保全公社
担当所属 環境整備課		
<p>■外部監査による結果及び意見内容</p>		
<p>④人件費について(意見) 給与体系は市役所と概ね同一のテーブルである。環境保全公社の設立趣旨が運営コスト削減にあることから、市役所と給与テーブルがあまり変わらないことは合理性に欠けると思われる。市役所と給与テーブルが変わらない結果、退職者一人当たり3千万円前後の退職金が支給されているが、多額の債務超過が生じている団体の職員に対する退職金としては高額に過ぎるとの意見は多いと考えられる。 基本的に昭和47年当時の行政が承認した規定に基づいて支給されているものであるが、その後の大きな環境の変化(水洗化の普及、ごみ量の減少等)のもと、環境行政における公の今後の役割について市長及び議会で検討し、その具体的な施策を明確化する中で、人件費の問題も検討される必要がある。</p>		
<p>■措置状況 H20年5月(未措置)</p>		
<p>「事業執行体制等健全化計画策定会議」において、環境部から退職金の是正を提案しているところであります。</p>		
<p>■措置状況 H21年9月末(未措置)</p>		
<p>東大阪市外郭団体統廃合等方針に基づき、平成23年度中までに(財)公園協会との統廃合に向け作業を進めております。その検討過程においては、具体的な施策を提示いたします。</p>		

包括外部監査報告No. 50	外郭団体名	財団法人 東大阪市環境保全公社
担当所属 環境整備課		
<p>■外部監査による結果及び意見内容</p> <p>⑤平成22、23年度の退職金の準備について(意見) 平成22、23年度はそれぞれ5名の退職が予定されている。予定されている退職金の支払い額はそれぞれ約1億32百万円であり、財務的手当てに留意を要する。</p>		
<p>■措置状況 H20年5月(未措置) 環境保全公社長期財務シミュレーションにおいて対応を行っているところです。 退職金について、退職給与引当金積み立ては現状では困難なため、単年度ごとに市で予算措置を行う方向で関係部局と協議中です。</p> <p>■措置状況 H21年9月末(未措置) 市として公社運営補助金(退職補助金)にて、単年度予算措置で補えるように進めてまいります。</p>		

包括外部監査報告No. 51	外郭団体名	財団法人 東大阪市環境保全公社
担当所属 環境事業課 環境整備課		

■外部監査による結果及び意見内容

⑥委託費の決定方法について(意見)

市からの業務委託料は環境保全公社と市役所の間で予算時の積算に基づき決められているが、以下の点でその算出根拠が実態を適切に反映しているかについて疑問が残る。

- ・し尿処理手数料の徴収業務については、市民から徴収するし尿処理手数料約107百万円の徴収代行に対して、委託料として約45百万円を受領しており、集金額の約半分を手数料として受領している。また、徴収事務にあたる臨時集金員の人件費は、年間合計で13百万円程である。

- ・ごみの収集業務についても、実際2名で収集しているが、予算請求時は運転手1名、収集担当が2名の計3名で積算されている。

なお、環境保全公社と同一の委託条件が東地区の民間業者にも適用されており、再度、委託料積算について、十分に検討すべきである。

■措置状況 H20年5月(一部措置済み)

- ・し尿処理手数料徴収委託料については、平成19年度中に変更契約を行い、実費精算を行うよう関係部局と調整しました。

- ・ごみ収集業務については、市直営と同様の条件での予算見積りを行っていますが、今後、見直していきます。

- ・大型ごみ収集業務の委託料については、平成19年度中に契約内容を見直し、実費精算方式による変更契約を行いました。

■措置状況 H21年9月末(措置済み)

ごみ収集業務の委託料については、平成20年3月に契約内容を見直し、実費精算方式による変更契約を行いました。これに伴い平成21年度予算より環境保全公社の業務に合わせた委託料の見積もりをいたしました。

包括外部監査報告No. 52	外郭団体名	財団法人 東大阪市環境保全公社
担当所属 環境事業課 環境整備課		
<p>■外部監査による結果及び意見内容</p> <p>⑦類似の行政サービスの提供について(意見)</p> <p>前述のとおり、し尿処理業務については、地区によってその業務の実施主体が異なっている。今後、市として市内の水洗化をさらに促進すると共に、し尿処理業務に対して健全な競争が維持されるように、地区別に実施主体を区別する必要があるかどうかについて再考することが望まれる。</p> <p>他方、市直営の家庭系ごみ収集業務については、一部(東地区と西地区)を民間へ委託することが検討されているが、環境保全公社への委託は検討されていない。ごみ収集主体として、公(市直営、環境保全公社)と民のメリット・デメリットを以下の観点から十分に検討する必要がある。</p> <p>1) 昨今のごみの減量にともない、効率性を向上するためには、公と民がお互いに競争し、切磋琢磨して、サービスの質の向上と効率性の増進を常に意識するように配慮する。(例えばA市がごみの回収運搬業務の民営化を行ったが、民営化された当初は、各民間業者は顧客獲得のため手数料の値上げを行っているが、その顧客獲得競争が一段落した段階で生き残った民間業者が談合して手数料の値上げを行っていくというケースもあると聞いており、民だけでごみ収集をおこなっても、長期的には、経済性・効率性が阻害されるリスクがある)</p> <p>2) 民間だけでごみ収集を実施するのであれば、市民生活に大きく影響するストライキ等によるサービス提供の一時中止や、いざと言うときの公によるごみ収集、管理のためのノウハウの喪失、欠如という将来リスクが内在することへの配慮が必要となる。</p>		
<p>■措置状況 H20年5月(一部措置済み)</p> <p>1) 家庭から排出されたごみ収集につきましては、一般廃棄物(ごみ)処理基本計画及び「循環型都市東大阪」形成推進計画により、今後、一般ごみは、市直営と民間業者へ委託、資源化物は、市直営で、大型ごみは、環境保全公社へ委託で行い、公と民の役割分担を図りながら、実施していく予定です。</p> <p>2) 「家庭ごみ収集業務」の重要性から、危機管理体制として、中部環境事業所管内及び全市域の大型集合住宅を収集対象にしている大型車班、分別収集担当の資源化チームについては、引き続き市直営収集体制としています。</p> <p>・ごみ収集業務委託については「一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」及び「循環型都市東大阪」形成推進計画に基づき、</p> <p>1) 家庭から排出される一般ごみ(①中部環境事業所管内の家庭班②全市域の大型集合住宅を収集対象にしている大型車班③分別収集担当の資源化班)については、収集業務を市直営体制で実施しています。ただし、東・北部環境事業所管内の家庭から排出される一般ごみ収集業務については、民間業者への委託を既に実施しています。今後、平成21・23年度に西部環境事業所管内の一般ごみについて、民間業者への委託を実施していく予定です。</p> <p>2) 家庭から排出される大型ごみの収集業務については、引き続き環境保全公社に業務委託していくことになっていますが、</p>		
<p>■措置状況 H21年9月末(一部措置済み)</p> <p>家庭ごみ収集業務については「一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」及び「循環型都市東大阪」形成推進計画に基いて、市直営の収集業務を「家庭ごみ収集業務」から「資源化ごみ収集業務」へ移行し、官民の役割分担を図る観点から順次収集業務は民間業者へ委託しているところです。ただし、「家庭ごみ収集業務」の重要性から、災害やストライキなどの危機管理体制として、中部環境事業所管内の家庭ごみ収集班及び全市域の大型集合住宅を収集対象にしている大型車班については、引き続き市直営体制として行っていきます。</p> <p>また、家庭から排出される大型ごみの収集業務は(財)東大阪市環境保全公社に委託しておりますが、本市の外郭団体統廃合等方針の中で、ごみ収集業務からは撤退する方向性が示されていることから、今後における大型ごみ収集業務のあり方について早急に検討して行く予定であります。</p>		

包括外部監査報告No. 55	外郭団体名	財団法人 東大阪市公園協会
担当所属 公園管理課		
<p>■外部監査による結果及び意見内容</p> <p>③40周年記念積立金及び財政調整基金積立金について(意見)</p> <p>5年後に到来する設立40周年の記念事業に備えて積立金(9,000千円)が計上されているが、40周年記念において実施される行事の実施内容は具体的に決まっておらず、毎期発生する剰余金から、その都度計上されている。</p> <p>一方、財政調整基金積立金についても、財務基盤の強化のために積立てられている金額とすることではあるが、積立金の使用目的が特定された積立金ではなく、積立金額についても年度ごとの決算状況に応じて、その都度積立金額を決定している。積立金として計上する以上、具体的な計画及び資金使途を明確に決定すべきである。</p> <p>また、これらの積立金は、公益事業から生じた剰余金を積立金に充てていることから、本来であれば市に返還することが適当な剰余金であり、早急に適切な措置を講じる必要がある。</p>		
<p>■措置状況 H21年9月末(措置済み)</p> <p>平成21年6月15日に理事会を開き、剰余金の整理について議案とし承認され、市に返還しました。</p>		

包括外部監査報告No. 58	外郭団体名	財団法人 東大阪市公園協会
担当所属 公園管理課		
<p>■外部監査による結果及び意見内容</p> <p>⑥退職給与引当金について(結果)</p> <p>退職金規程に基づく平成18年3月末の期末要支給額は81,820千円であるにもかかわらず、退職給与引当金として計上されている金額は99,210千円で、17,390千円多く計上されている。これは、将来の退職金支払に備えるために余裕をもって計上しているとのことであったが、このような会計処理は決算内容を不透明にする恐れがあるので、当該年度の期末要支給額基準に基づき計上すべきである。</p>		
<p>■措置状況 H21年9月末(措置済み)</p> <p>当該年度の期末要支給額基準に基づき計上しました。</p>		

包括外部監査報告No. 59	外郭団体名	財団法人 東大阪市施設利用サービス協会
担当所属 行財政改革室		
<p>■外部監査による結果及び意見内容</p> <p>①指定管理者制度について(意見)</p> <p>当財団は文化会館を除く全ての施設について指定管理者として前年に引続き施設管理を受託しているが、全ての施設で非公募で指定管理者に指定されている。</p> <p>指定管理者制度は、民間活力の導入による公の施設の有効利用を必要最小限の経費で達成することで市民サービスの向上をめざしていることから、本来は全ての公の施設で公募による指定管理者の選定がおこなわれるべきである。</p> <p>ただ、基本的に採算を無視してでも市民サービスを提供しなければならない施設もあり、そのような施設を含め公の施設のあり方を客観的に判断し、方針を定める機関が必要である。</p> <p>多くの市では学識経験者や市民代表をも含めた、指定管理者選定委員会等第3者機関を設置し、公の施設のあり方を具体的に検討しており、市もこのような観点で当財団が管理している各施設について評価・検討を加え、公が負担すべき、また公にしか行えない地域市民サービスと一体となった施設管理のあり方をさぐり、当財団の存在意義と存在価値を明確にすべきと考える。</p>		
<p>■措置状況 H21年9月末(措置済み)</p> <p>公の施設のあり方については、学識経験者や公募により選ばれた市民等によって構成された市民行革会議にて意見をいただきながら、本市における指定管理者制度の運用等に反映してきたところであり、採算面だけでなく、公の施設の設置目的の達成や管理運営に支障が出るおそれがあったり、市民の満足度が低下するなど特に理由がある施設については、非公募とできるという基準としています。</p> <p>なお、当財団の存在意義と存在価値の明確化については、平成20年9月に「東大阪市外郭団体統廃合等方針」を策定し、その中で、市の文化・芸術施策の推進を補完する団体として機能強化を図り、長期的・安定的な視点による運営が必要な文化施設や文化財施設については、当団体に委ねる方針としました。</p>		

包括外部監査報告No. 60	外郭団体名	財団法人 東大阪市施設利用サービス協会
担当所属 行財政改革室		

■外部監査による結果及び意見内容

②業務ノウハウの蓄積と施設管理の統合について(意見)

従業員の殆んどが市OBで構成されている。従来、市の早期退職制度や60歳の定年後に再雇用し、公の施設の効率的な運営を目的として位置づけられた財団のため、勤続年数が相対的に短く業務ノウハウの蓄積には充分ではなかった。しかし指定管理者として、独立して事業運営を行なっていくためには、十分な事業規模を確保した上で、それらを効果的かつ効率的に運用できるように、長期的な観点から、業務に精通したプロパーの養成も必要である。

また、このように施設管理の効率的な運営と人材の育成を考えると、市においては、十分な事業規模の確保が当然に必要となり各外郭団体で別々に行われている施設管理の統合が検討されるべきである。

■措置状況 H20年5月(一部措置済み)

公益法人改革へ対応する必要がありますが、現時点では当財団が行う文化事業につきまして、業務に精通したプロパーを中心に運営しております。

施設管理の統合については、施設管理に限定された業務は公益法人改革の動向により、取扱いが変わりますので、制度改革の動向に注視してまいります。

■措置状況 H21年9月末(一部措置済み)

現時点では当財団が行う文化事業について、業務に精通したプロパーを中心に運営しています。

また、施設管理の統合については、平成20年9月に「東大阪市外郭団体統廃合等方針」を策定し、当財団については市の文化・芸術施策の推進を補完する団体として機能強化を図り、市民の文化・芸術活動の拠点となる文化施設や文化財施設の管理を長期的・安定的に委ねることが有効であると考えており、管理を委ねる施設について具体的に検討しているところです。

包括外部監査報告No. 61	外郭団体名	財団法人 東大阪市施設利用サービス協会
担当所属 社会教育課		
<p>■外部監査による結果及び意見内容</p> <p>③施設老朽化に対する今後の市の方針の明確化(意見) 市民会館においては、老朽化が激しく(昭和42年3月竣工)、今後修繕費用が多額に発生する可能性が高い。財団としては、市に要望書を提出しているが、現在それに対する具体的な回答はない。指定管理者制度は、行政財産の大規模な設備更新は前提とはされておらず、設備更新についても協定において明確に取り決められるべきであり、市は早急に修繕計画をまとめる必要がある。</p>		
<p>■措置状況 H20年5月(未措置) 市民会館については、東大阪市文化政策ビジョンに基づき、市としての整備に向けた方向性を示していきます。また、耐震上の問題については、市全体の市有建築物耐震改修促進計画の中で検討してまいります。</p> <p>■措置状況 H21年9月末(未措置) 市民会館の建替えについては、教育委員会・経営企画部・財務部・建築部を交えた会議の中で、現市民会館の用地で、複合施設としての検討をしているところです。</p>		

包括外部監査報告No. 62	外郭団体名	財団法人 東大阪市施設利用サービス協会
担当所属 行財政改革室		

■外部監査による結果及び意見内容

④雇用開発センターとの取引について(意見)

受託収入のうち、雇用開発センターへの委託費が含まれている。

雇用開発センターへの委託業務の内容は、施設の清掃業務であり、指定管理者として経費削減に今後努めていく上では、業務の内容を問わず全てにおいて一般競争入札等の手続きの導入は不可欠である。現状では、市からの受託料収入の中に、当初より雇用開発センターへの委託費相当額を含めて支払いが行われている。

指定管理者制度の下では、財団が独自に委託業者を選定し、財団の責任で実施すべきものであり、現状のままでは、東大阪市の代理を行っているに過ぎず、制度の形骸化を招いている。

■措置状況 H21年9月末(措置済み)

指定管理者制度の創設により、公の施設の管理を民間事業者にも任せられるようになりましたが、行政の一翼を担う者として、指定管理者にも就職困難者の雇用に取り組んでいただく必要があると考え、各施設の設置管理条例・規則において指定管理者の選定基準の一つとすると同時に、雇用開発センターへの清掃業務委託について、就職困難者の雇用の側面から本市より働きかけております。

なお、雇用開発センターについては、社会状況の変化や近年の雇用問題の多様化などを受けた雇用施策の見直しにおいて、平成25年度中に廃止する方針としていることから、当団体への清掃業務委託は終了する見込みです。

包括外部監査報告No. 64	外郭団体名	財団法人 東大阪市施設利用サービス協会
担当所属 行財政改革室		
<p>■外部監査による結果及び意見内容</p> <p>⑥市民サービス(利用状況)の向上について(意見)</p> <p>利用状況(稼働率)については、指定管理者にその向上が求められるものであるが、従来から財団が把握し市へ報告しているものの、管轄部局は、稼働率に対する改善策の検討については何ら財団へのフィードバックがされていない。</p> <p>指定管理者としては自らが目標を設定し利用状況の向上に努めるべきであるとともに、管轄部局も稼働率改善等についての市としての目標を指定管理者に要求する必要がある。</p>		
<p>■措置状況 H21年9月末(措置済み)</p> <p>指定管理者が行う管理については、日常的な連絡確認、事業に関する計画、報告段階での協議等のほか、平成20年度以降は全施設について管理運営に関する評価も行い、サービスの向上をはじめとする改善をはかっております。</p> <p>また、平成20年度より、指定管理者を選定する段階から目標設定を行うこととしたほか、指定管理者による管理運営に関する評価結果についてもホームページで公開しております。</p>		

包括外部監査報告No. 66	外郭団体名	財団法人 東大阪市学校給食会
担当所属 学校給食課		
<p>■外部監査による結果及び意見内容</p> <p>①売掛金について(意見)</p> <p>滞留期間が2年超の債権のものを「回収不能金」として計上している。回収不能金の各年度の推移は下記表の通りである。</p> <p>各市立小学校は、保護者に学校給食費を請求し、徴収し、学校給食会に納入しており、各市立小学校の学校給食会に対する未納金のチェックについては、学校給食会がおこなっているが、保護者の未納金については各市立小学校が実質管理している。</p> <p>学校給食会は、学校巡回や滞納のある保護者あての督促文書を作成して各市立小学校にその活用を促す等の協力をおこなっているが、回収の専門的なノウハウの提供等について、各市立小学校と連携し、さらなる未納金の解消に努める必要がある。</p> <p><表></p> <p>最終的に学校給食費を回収する必要があるのは学校給食会であるため、学校給食会が回収するためのノウハウの蓄積、人員の養成を行い、各市立小学校と連携し、放置すれば瞬時に増加し社会問題化する回収不能金の発生の予防対策にも取り組む必要がある。</p> <p>なお、学校給食会は、学校給食費が民法第173条第3号(短期債権)にあてはまるため、2年で「回収不能金」として会計処理を行なっている。しかし、各市立小学校に対して、納入依頼ならびに滞納している保護者に対しての督促の継続を依頼し、各市立小学校も継続して督促をしており、「回収不能金」処理をした学校給食費が後日、回収された場合は、「雑入」として、会計処理している。</p>		
<p>■措置状況 H21年9月末(措置済み)</p> <p>年2回の学校訪問での未納状況聴取の中で、学校の意見、要望等から未納している保護者を対象とした学校および学校給食会作成の納入依頼文に添付する「学校給食」を理解してもらうための文書を作成し、各学校に配布しました。</p> <p>未納のある市外転校児童、卒業児童の保護者に、未納の学校給食費の納入を容易にするため、「現金書留」、「銀行振込」による納入方法を新たに設け、それを明記した納入依頼文の作成等を行いました。</p>		

包括外部監査報告No. 67	外郭団体名	財団法人 東大阪市学校給食会
担当所属 学校給食課		

■外部監査による結果及び意見内容

イ. 物資購入委員会の人員構成について

物資購入委員会委員は、学校現場で日々、児童と同じ給食を食べ、児童の意見を聞いている校長、教職員ならびに家庭で給食に関する子どもの意見を聞いている保護者を中心として、選任されている。(20名中、市立小学校長2名、東大阪市学校給食教育研究会の幹事11名(教員)、PTA4名他調理場職員2名等)

また、委員の選任については、任期を1年とし、毎年大幅なメンバーの交代が行われている。しかし、この委員のメンバー構成で、確かに現場、地域密着の利点が多いが、長期にわたると閉鎖的マンネリ化の弊害がでるので、一部東大阪市から独立した委員やこの分野に精通した学識経験者の加入も検討する必要があると考える。

ロ. 随意契約について、

一部の食材については、随意契約となっている。これについては、物資購入委員会の承認を得た旨の議事録、また、業者選定の理由書等も作成されていない。業者の選定に当たっては、給食の食材という性質上、購入金額のみならず食材の質の問題もあることから、随意契約を否定するものではない、しかし、随意契約を行うためには、契約の透明性のためにも理由書等の整備が必要である。

■措置状況 H20年5月(一部措置済み)

イ. 物資購入委員会の人員構成について

学識経験者の委員選任について検討しましたが、次の理由により「必要なし」との結論に至りました。

①「閉鎖的なマンネリ化の弊害がでる」との指摘ですが、学校給食に携わっている小学校校長・教諭(給食幹事)、学校給食調理員代表ならびにPTA代表を委員として選任し、参加していただいています。委員選任期間が1年であるため、マンネリ化にはなりません。

ロ. 随意契約について

随意契約については、平成19年度第1回物資購入委員会にて説明、審議、承認を受け、議事録を作成しました。また、随意契約を締結するにあたっては、「学校給食用物資購入に関する規程」に基づき理由を明確にするため、随意契約する物資について精査中であります。

■措置状況 H21年9月末(一部措置済み)

イ. 物資購入委員会の人員構成について

学識経験者の委員選任について検討しましたが、次の理由により「必要なし」との結論に至りました。

①「閉鎖的なマンネリ化の弊害がでる」との指摘ですが、学校給食に携わっている小学校校長・教諭(給食幹事)、学校給食調理員代表ならびにPTA代表を委員として選任し、参加していただいています。委員選任期間が1年であるため、マンネリ化にはなりません。

②学識経験者等の加入にあたっては予算措置が必要であり、報酬等の捻出が困難です。

ロ. 随意契約について

平成19年度以降、学校給食用物資の年間・期間の随意契約については、契約開始月の前月の物資購入委員会において、事務局から理由説明し、審議していただき、承認を得て、契約しております。月間の随意契約についても、当該月の物資購入委員会において、事務局から理由説明し、審議していただき、承認を得て、契約しております。

随意契約する物資については、「学校給食用物資購入に関する規程」に基づき、学校給食物資納入登録業者の規模、能力ならびに物資の取扱状況等を考慮しながら精査し、入札および見積合わせによる購入が適さない場合にしております。

物資購入委員会の議事録は、平成19年度から開催する度に作成しております。

包括外部監査報告No. 68	外郭団体名	財団法人 東大阪市学校給食会
担当所属 学校給食課		
<p>■外部監査による結果及び意見内容</p> <p>③給食費収入の単価について(意見)</p> <p>一食当たりの学校給食費については、平成11年度以降見直しされていない。現在の給食費収入では、食材費をまかないきれない部分もあることから、学校給食費の見直しを適宜行う必要がある。</p>		
<p>■措置状況 H21年9月末(措置済み)</p> <p>平成21年度に学校給食費の改定を行いました。</p> <p>今後の学校給食費についても、主食(パン・ご飯)、牛乳、副食の食材等の調達価格等を勘案しながら、適正な学校給食費の設定の検討をまいります。</p>		

包括外部監査報告No. 69	外郭団体名	東大阪市土地開発公社
担当所属 管財課		
<p>■外部監査による結果及び意見内容</p> <p>①団体の存在意義について(意見)</p> <p>土地開発公社は昭和48年3月に「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づき、公有地となるべき土地の取得及び管理等を行うため設立された。設立当初は、我が国経済の高度成長により土地価格が上昇、宅地、公共用地の取得難が発生、そのため、土地が高騰する前に土地開発公社が市の事業用地を代行して先行取得するという意義があった。しかし、現在のように土地高騰のリスクが低く、市による都市開発が縮小してきている現状においてはその役割は小さくなってきているといえる。</p> <p>上述「(3)事業別状況」の取得と売却の推移にあるように、現状においても年間数億円の取得が行われてきているように見えるが、その多くは新規取得ではなく、既存の保有土地の借入利息の組入れ額である。</p> <p>また、年間40億円前後の売却がされているが、うち年間30億円程度は平成13年度に計画された「土地開発公社の経営の健全化に関する計画」に基づく引き取りであり、積極的な事業化によるものではない。</p> <p>今後の都市計画等の状況から、土地開発公社による先行取得が今後も本当に必要であるかどうかを含めその規模、再編統合等の検討が必要である。</p>		
<p>■措置状況 H20年5月(未措置)</p> <p>平成20年9月を目途に統廃合等外郭団体のあり方を示す予定であり、現在作業中です。</p> <p>■措置状況 H21年9月末(一部措置済み)</p> <p>土地開発公社については公共事業の減少や地価の下落によって、公社存続の主目的である用地の先行取得の意義が薄れており、新たな事業展開は望めず、土地開発公社の存続意義が一定終了したものと考えられることから『外郭団体統廃合等の方針』が平成20年9月に策定され、平成27年度末を以って廃止する方針です。しかし、短期的な補助事業の先行取得の必要性もあり、土地開発公社の機能を残した整理方法を検討中です。</p>		

包括外部監査報告No. 70	外郭団体名	東大阪市土地開発公社
担当所属 管財課		

■外部監査による結果及び意見内容

②保有土地の評価について(意見)

平成18年3月31日時点における土地開発公社の保有土地を、その評価の参考として平成18年1月における路線価と比較すると以下のようになっている。

<表>

上表のように土地開発公社の保有する土地は、時価と大きく乖離している事が分かる。

また、市が引き取るときは土地開発公社の帳簿価額に3%の事務手数料を上乗せした価額で引き取ることから、189億円の3%、すなわち5億7千万円程度について更に時価との乖離が広がることになる。

そもそも土地開発公社の保有土地は、取得後において、取得に係る借入の利息をも取得原価に算入していくため、取得時から年数が経てば経つほど帳簿価額が膨らんでいくことになり、事業化のめどがたたないまま、保有しているだけでは、市の損失がますます膨らんでいくこととなる。(なお、平成18年3月31日時点の帳簿価額189億円のうち103億円は利息の組み入れによるものである。)

平成17年度末をベースにした健全化計画により、現状において市が引取を予定しているのは平成22年度までで、合計95億円(帳簿価格)であり、残りの約127億円についてはいまだ未定である。早急に事業化または処分の方針を明確にする必要がある。

■措置状況 H20年5月(未措置)

公社債務の減少策として、第2次土地開発公社経営健全化期間(平成18年度～平成22年度)中においても、売却可能な物件については、市有地の売却に伴う処分益による引取りを行うとともに、計画終了後の平成23、24年度においても、市有地の売却益による引取りを検討します。また、事業用地については、新たに創設された開発公社の清算金を原資とする基金が活用できる事業化を検討することにより、併せて計画目標値を上回る債務の減少に努めます。

■措置状況 H21年9月末(未措置)

公社債務の減少策として、第2次土地開発公社経営健全化期間(平成18年度～平成22年度)中においても、売却可能な物件については、市有地の売却に伴う処分益による引取りを行うとともに、計画終了後の平成23、24年度においても、市有地の売却益による引取りを検討します。また、事業用地については、新たに創設された開発公社の清算金を原資とする基金が活用できる事業化を検討することにより、併せて計画目標値を上回る債務の減少に努めます。

包括外部監査報告No. 71	外郭団体名	東大阪市土地開発公社
担当所属 管財課		
<p>■外部監査による結果及び意見内容</p> <p>③長期保有土地について(意見)</p> <p>平成18年3月31日時点における取得開始からの経過年数の分布は以下のとおり。 <表></p> <p>上記②保有土地の評価についてでも触れているが、土地開発公社の帳簿価額には、借入の利息が含まれているため、取得が20年以上前のものについては、帳簿価額に占める利息の割合が70.0%と非常に大きなものとなっている。</p> <p>このように早くから取得されたものの、長期において事業化されてこなかった結果、金融機関への利息が多額に発生し、実際に市が取得するときには市民の負担が非常に大きくなってしまっている。</p> <p>また、代行用地については、取得が全て10年以上前で、さらに大半は20年以上前の取得のものとなっている。また、この代行用地のほとんどは同和対策事業によるものである。</p> <p>平成17年度の経営の健全化計画により、平成18～22年度までで、市において95億円程度の引取が予定されているが、その先の引取は現在のところまだ未定である。</p> <p>市民の立場にたてば、ここまで長期にわたり事業化の目途がたたないということは当初の取得時の事業目的、取得の経緯や時期が適切であったかどうかとの疑問が当然におこる。従って市民への負担がこれ以上大きくならないよう早期に事業化か処分かの実施を急ぐ必要がある。</p>		
<p>■措置状況 H20年5月(未措置)</p> <p>公社保有地の今後の処分も含めた活用計画については、第2次公社経営健全化計画策定時に検討し、決定しましたが、事業用地の引取り財源の確保がより困難な状況になっており、売却にシフトした新たな活用計画の策定に向け、個々の公社保有物件について、処分の可能性を探るとともに、処分方法、処分時に発生する差損の取扱い等について、検討を行っております。</p> <p>■措置状況 H21年9月末(未措置)</p> <p>土地開発公社が平成27年度末を以って解散を予定していることから、それまでに公社債務を解消するために、第三セクター等改革推進債等を活用した引取りを検討しております。また、公社保有地については、引取済分を含め、事業用地ごとの個別カルテを作成し、計画及び活用の有無について全庁的に取り組むため準備を進めております。</p>		

包括外部監査報告No. 72	外郭団体名 東大阪市駐車場整備株式会社
担当所属 都市開発室	

■外部監査による結果及び意見内容

①若江岩田駅前駐車場「希来里」の取得について(意見)

駐車場整備(株)は平成17年度に、若江岩田駅前地区再開発組合から若江岩田駅前駐車場「希来里」を5億円で取得しているが、この駐車場の取得時の時価はその時の鑑定評価額を参考にすると、約3倍の価格で取得したことになる。

これは、再開発組合の清算時に行われた特定調停により、市と金融機関の負担がこれ以上ふくらまないように、市の強い要請により実勢価額より高く購入したものである。ただ、市の要請によるとは言え、営利企業たる駐車場整備(株)にとっては、経済的合理性に反する取引であることから、その資金負担を受けないよう、市と確認書をかわしている。その確認書によると、当該取得に係る借入について、平成20年3月までに市より出資等を受入れることにより借入の返済を凶ることとなっている。したがって駐車場整備(株)ではこの取引につき、実質的に資金負担が発生しないとしても、結局は市が資金負担を行うこととなり、市にとって見れば、いわば隠れ債務である。

このように、「希来里」の取得取引は、いったん特定調停で各利害関係者の負担関係は解決したようになっているが、実質的には市の負担の先送りが行われたものであり、早急に適正な措置を講じる必要がある。

■措置状況 H20年5月(未措置)

確認書の趣旨である「本駐車場取得により会社経営に実質上影響が生じないよう措置を講ずる」の理念に基づき、平成19年度から5年間の期間において、固定資産税減免の継続措置を行いました。また、市の隠れ債務という指摘については、会社のあり方について、平成20年9月を目途に方針を示す予定であり、その方針を受けて本課題の整理を進めていきます。

■措置状況 H21年9月末(未措置)

希来里駐車場取得費用として金融機関より借入れた一括償還期日が平成21年3月に到来する際、東大阪市駐車場整備株式会社に対し貸付を行ったことにより当面の資金ショートは回避できました。今後は、昨年9月に示された東大阪市外郭団体統廃合等方針に基づき課題整理を進めてまいります。

包括外部監査報告No. 73	外郭団体名	東大阪市駐車場整備株式会社
担当所属 都市開発室		
<p>■外部監査による結果及び意見内容</p> <p>②固定資産税減免について(意見)</p> <p>駐車場整備(株)の布施駅北口駐車場事業は、市の都市計画事業認定を受け、平成9年度より固定資産税の減免を受けている。減免は当初5年の予定であったが、平成14年の「経営改善計画書」により、さらに5年の延長をしており、年3千万円ほどの減免を市から受けていることになる。</p> <p>減免自体については東大阪市市税条例により認められているが、会社の設立趣旨があるとは言え、株式会社という営利企業に対する実質的な補助であり、当面の減免措置はやむをえないとしても、早急に適切な措置を講じる必要がある。</p>		
<p>■措置状況 H20年5月(見解の相違)</p> <p>希来里駐車場取得時の確認書に基づき、会社が所有している都市計画駐車場等の固定資産税(都市計画税含む)減免措置について、引き続き平成19年度より5年間の継続を行いました。</p> <p>この減免理由としては、駐車場の年間契約者(常時308台の駐車場確保)である(株)マイカルの賃料が、平成18年度より3年間に於いて20パーセントの減額となり、また、今後もマイカルへの減額措置が必要と判断されることから、市民生活に影響が生じないよう市の緊急支援策として実施したものであり、固定資産税減免額が減額賃料と概ね相殺される内容となっています。</p> <p>■措置状況 H21年9月末(見解の相違)</p> <p>平成21年3月の(株)マイカルとの賃料協議において一定の復元が図られたものの、依然経営状況の好転が見られないことから、固定資産税の減免措置は継続しています。</p>		

包括外部監査報告No. 74	外郭団体名	東大阪市駐車場整備株式会社
担当所属 都市開発室		

■外部監査による結果及び意見内容

③組織の存続について

駐車場整備(株)は、布施駅再開発事業により建設された駐車場について、再開発事業を完了させるために、その受け皿として設立された。株式会社形態として設立され、駐車場資産を取得するために多額の借入を行っており、現在、その利払いと償還が経営を圧迫している。

現状においては、市からの業務受託、固定資産税減免、市による駐輪場買取り等による市からの支援により会社は存続しているが、指定管理者の公募制度の導入時において、(希来里を含む)再開発事業の負の遺産を引き継いだままでは一般事業者にくらべて競争力が劣ることは明らかである。

そもそも市の主導で行った再開発事業の駐車場設備に係る資産と負債の引受先として設立されたことから、委託事業の拡大や固定資産税減免などの間接的な支援を継続している状況であるが、問題の先送りに過ぎず、公募による指定管理者制度の導入後においては、そのような支援を行う合理的理由がなくなってしまう。

また、駐車場「希来里」の取得時に市は将来の出資等を約束しているが、その場合市の関与度合は更に大きくなり、株式会社という営利企業に税金を投入して市が大きく支配しつづけることに公益性が認められるかどうかという本質論が問われてくる。

ただし、市の外郭団体といえども、株式会社であるから現在では新会社法のもと監査法人の法定外部監査を継続的に受け、減損会計等の厳しい会計基準への対応も当然に要求されている。その場合一時的な増資等の資金調達のみならず長期に安定した収益が確保される見込みの事業計画も必要になる。

従って、東大阪市の再開発事業であったという過去のいきさつ、経緯等も含めて、行政、議会とも十分な議論検討が必要となる。

たとえば、その中で大きく公益性が認められるなら、都市施設として市が位置づけした布施駅北口地下駐車場を市で引取るか、そこまで公益性が認められないならば、財務内容を正常化し、市の保有株式を売却する等の措置についても考える必要がある。

議論、結論をこれ以上先送りすることなく、他の外郭団体との再編等も含めた事業の抜本的な見直しと、過去の再開発事業に係わる負債の負担関係の明確化について、出資の過半数を所有する筆頭株主としての市の責任、立場を明確にする時期にあると判断する。

■措置状況 H20年5月(未措置)

平成20年9月を目途に統廃合等外郭団体のあり方を示す予定であり、現在作業中です。

■措置状況 H21年9月末(一部措置済み)

平成20年9月に外郭団体統廃合等方針が示され、「類似した業務内容」の観点から、東大阪再開発株式会社と平成23年度末を目処に統廃合を目指すこととされたことにより、「会社統廃合推進会議」を設置し、統廃合に向けた具体的な検討を進めているところです。

包括外部監査報告No. 75	外郭団体名	株式会社 東大阪住宅公社
担当所属 住宅改良室 住宅政策課		

■外部監査による結果及び意見内容

①修繕業務の受託能力について(意見)

(株)住宅公社は、市の住宅施策として公営住宅法に基づく住宅困窮者に供給する住宅と、同和対策事業等を根拠に住宅地区改良法等に基づき整備された住宅として建築された市営住宅の老朽化が進み、その維持管理、補修等が非常に多くなってきたこと等から平成8年に設立されたものである。

設立後10年経ち、市営住宅の老朽化はさらに進んできており、今後においてはさらに修繕業務の依頼が増加していくことは明白である。

しかし、現状において(株)住宅公社には受託能力に限界があり、実際に対応できるのは当初予算で決定された市からの委託料の範囲でしかなく、修理依頼のすべてについて、必要なだけの対応が図られているとは言い難い。

そもそも公益性のある事業を担う団体として設立したのであれば、そのニーズをできるだけ満たす方向でサービスを提供する必要があるにもかかわらず、市からの委託料はほぼ横ばいで、(株)住宅公社が現状の規模でこなせる分の業務しか行えない状況である。

市の方針として老朽化した市営住宅等について、建替や大規模修繕等を行わないのであれば、今後増加するであろうと見込まれる修繕の依頼について、十分にこなせる規模に(株)住宅公社を拡大するか、将来の増加が見込まれる修繕依頼を見越して、十分な受託能力のある民間業者に委託を行うかの選択が必要である。

■措置状況 H20年5月(未措置)

平成20年9月を目途に統廃合等外郭団体のあり方を示す予定であり、現在作業中です。

■措置状況 H21年9月末(未措置)

平成20年9月に「東大阪市外郭団体統廃合等方針」が策定され、株式会社東大阪住宅公社については、法人格を変更して公益認定の取得を目指します。現在は、平成23年度を目途に一般財団法人の設立に向けて作業中です。

包括外部監査報告No. 76	外郭団体名	東大阪再開発株式会社
担当所属 都市開発室		

■外部監査による結果及び意見内容

①未処分保留床の買受契約に係る市の支援について(意見)

当初、再開発組合が再開発事業の事業費を捻出するために所有し、売却を予定した保留床の処分が、バブル経済の崩壊という大きな経済情勢の変化のなかで売却がすすまず未処分保留床として残った。再開発(株)はその未処分保留床の引受先となった。

再開発(株)は当初の発足時において、金融機関からの借入、自己資金等により、未処分保留床として建物及びその敷地(3,469.48㎡)を3,702,641千円で取得しているが、残りの保留床(2,424.65㎡)については、デベロッパーであるB社とC社が取得(B社が持分10分の7、C社が持分10分の3)した。

しかし、平成8年2月において、再開発(株)がこれらの保留床を平成10年から平成11年にかけて1,018,300千円で買い受ける承諾書を交わした。

その後、C社の持分10分の3をB社が取得し、当該部分については再開発(株)が金融機関からの借入3億円を行うことにより、B社より403,272千円で取得したが、残りの10分の7については、再開発(株)が資金調達できないことから買受時期の延長を行ってきた。

しかし、平成16年10月においてB社が裁判所に対し売買代金の請求を求める調停を申し立てた。その後平成18年5月まで10回の調停委員会がもたれた。

平成18年6月、再開発(株)は資金調達の目処が立たないことから、書面をもって市に対し支援を申し立て、市より駐車場整備(株)との統合を視野に入れた具体的な支援策を「市民の理解が得られることを基本に、平成18年度中策定を目途に明確にする」との回答書を得て、それを持って平成18年6月にB社との間に615,028千円での売買契約の調停が成立した。敷金保証金の相殺後の残金340,149千円について、平成18年7月から平成21年2月まで毎月200千円、残り333,749千円を平成21年3月に支払うこととなった。しかし、今のところその最終金の資金調達について目処がたっていないことから、現在、市に対し支援を申し立てている状況である。

このように再開発(株)は、市の持分が20%という低い出資比率でありながら、市の再開発事業の受け皿として設立された経緯があることから、現在保留床の買受資金についての支援等が検討されている。

しかし株式会社という営利企業として設立し、市の他に80%もの出資者がいる企業に対して、安易に支援を行うことには慎重でなければならないし、株式会社である以上、自助努力により問題の解決を図るのが原則であり、その出資以上の税金の投入には十分な議論と市民の理解が必要である。

たとえば、補助金等で支援するのであれば、これは他の出資者に対する一部利益の移転となり、公平性の観点から問題がおこるであろうし、他方増資等で対応する場合は、市の関与度合いが更に大きくなり、株式会社という営利企業を市が支配することに公益性が認められるかどうかという本質論も議論の対象になる。

ただし、市の外郭団体といえども、株式会社であるから現在では新会社法のもと監査法人の法定外部監査を継続的に受け、減損会計等の厳しい会計基準への対応も当然に要求されている。

その場合一時的な増資等の資金調達のみならず長期に安定した収益が確保される見込みの事業計画等も必要になる。

もともと再開発(株)は市の主導で行った再開発事業、ヴェル・ノール布施の保留床という過大な初期投資に係る資産と負債の引受先として設立されたいきさつから、現在の状況は自助努力による改善で上記の厳しい会計基準等に早急に対応するのは困難な状況にあり、市はこの点につき支援策を慎重に検討する必要がある。

従って、東大阪市の再開発事業であったという過去のいきさつ、経緯等も含めて、行政、議会とも十分な議論検討が必要となる議論、結論をこれ以上先送りすることなく、他の外郭団体との再編等も含めた事業の抜本的な見直しと、過去の再開発事業に係わる負債の負担関係の明確化について、早急に再開発(株)の筆頭株主としての市の責任、立場を明確にする時期にあると判断する。

■措置状況 H20年5月(未措置)

当会社のあり方について、平成20年9月を目途に方針を示す予定であり、その方針を受けて本課題の整理を進めていきます。

■措置状況 H21年9月末(一部措置済み)

平成20年9月に外郭団体統廃合等方針が示され、「類似した業務内容」の観点から、東大阪駐車場整備株式会社と平成23年度末を目処に統廃合を目指すこととなり、「会社統廃合推進会議」を設置し、統廃合に向けた具体的な検討を進めているところです。

包括外部監査報告No. 77	外郭団体名	各団体に共通する監査の結果及び意見
担当所属 行財政改革室		

■外部監査による結果及び意見内容

(1) 計画と事業評価について(意見)

民間企業のみならず、公益法人、社会福祉法人、地方自治体などあらゆる組織において、限りある資源(人、もの、かね、情報等)を有効に活用して、絶え間ない外部環境の変化に適応して組織の目的を達成するためには、いわゆるプラン(目標・計画の策定)→ドウ(業務実施)→チェック(業績の評価)→アクション(課題を克服するため、今後の方向性・やり方等の見直し)の経営管理サイクルを十分に、活用する必要がある。

もし、経営管理を怠り、過去の経験・やり方にのみ依存して日々の業務を実施しておれば、単に仕事があまくいかなくなるばかりか、環境変化の激しい環境下では組織の存在意義そのものを問われることにもなりかねない。

ところで、包括外部監査を実施するにあたり、各外郭団体に作成を依頼した質問シートにおいて、経営管理に関して下記のような質問を実施した。

(質問1)「貴団体には戦略的計画はありますか？あれば直近の計画書をご呈示ください。また、それは東大阪市総合計画と関連づけられていますか？」

(質問2)「過去5年以内に市民ニーズを捉えるべく、市民アンケート調査等を行ったことがありますか？」

(質問3)「成果指標は設定してありますか？」

質問1について事業計画を策定していると答えた団体は16団体中4団体であり、質問2について市民ニーズのくみ上げを定期的におこなっている団体は6団体であった。また、質問3にいたっては、3団体のみが具体的な目標値としての成果指標を設定しているのみであり、その内容も組織目標達成のために十分であるか疑問に感じるケースも見受けられた。

以上の結果から、各団体において改革に対する危機感が十分でないことが推測され、自ら改革を進める姿勢がまだまだ希薄であると言わざるをえない状況である。

外郭団体は、その組織の性格上、東大阪市の政策目標に基づき事業実施や公共サービスを提供するべきである。そのためには、東大阪市の政策評価に基づいた組織としての目標が明確かつ客観的である一方で、VFM(投資に対する効率性)の観点から適切なコスト管理に基づいた管理がなされるべきである。そして、目標管理を徹底するためにも、改善状況や目標の達成状況が明確となる客観的な指標を設定し、適宜、現状を把握し、重要な課題について早めに手を打つ組織へと変貌することが望まれる。

■措置状況 H20年5月(未措置)

「東大阪市外郭団体の運営指導等に関する要綱」に基づき、担当所管部長から運営等の状況と指導・対処内容について経営企画部長への報告をもとに、今後も法人自らが中長期経営計画を策定し、達成状況を評価・検証するなかで課題を明確化し、経営の健全化と効率化に向けた取り組みなど、経営基盤の充実強化について市として求めているところです。

■措置状況 H21年9月末(未措置)

各外郭団体については、平成20年9月に策定した「東大阪市外郭団体統廃合等方針」に基づき、統廃合、業務縮小、経営健全化等に、市と一体となって取り組んでいるところです。今後は、この方針に示した工程表どおり計画的に進めていくと共に、その後は、経営の健全化と効率化に向けた取り組みなど、経営基盤の充実強化について引き続き求めていく予定です。

包括外部監査報告No. 78	外郭団体名	各団体に共通する監査の結果及び意見
担当所属 行財政改革室		
<p>■外部監査による結果及び意見内容</p> <p>(2)内部統制の充実について(意見)</p> <p>昨今において、企業による不正や経営者の誠実性が問われる事件が多発し、上場企業に対しては内部統制の監査が制度上、義務づけられることもあり、その社会的影響の大きさから、企業における“内部統制”の重要性が目目されてきている。</p> <p>他方、地方自治体においては、国から都道府県を経て市町村へ補助金が交付され、補助金を財源として業務が完了した後は、国の機関としての会計検査院の激しい検査を受けている。しかし、今後、地方分権が推進され、税源が市町村に移譲されれば、国のチェックを経ない公共事業の比率が増加し、その結果、市が独自に市の内部のチェック体制を充実させ、自浄作用を強化する必要性が非常に高まっている。</p> <p>ところで内部統制には、業務の効率性と有効性、法令の遵守、資産の保全、財務報告の信頼性の4つの目的があると一般的に言われおり、以上の理由から一般営利企業のみならず、組織として存続する市についても内部統制を充実させることが必須であるといえる。</p> <p>1)業務の効率性と有効性</p> <p>外郭団体においては、出資の受け入れや補助金・委託料などを通じて市民の税金を使用することにより、市に代わって公共サービスを提供していることから、より効率的に、より効果的に業務が行えるよう業務のあり方を常に見直す必要がある。</p> <p>今回の包括外部監査において、各外郭団体に対して質問シートを送付し、各事業別に自らが最もふさわしいと考えるその事業成果を表す指標を設定し、これまでの実績と今後の見込みについての回答を入手した。</p> <p>その結果、ほとんどの団体についてはある程度の成果指標を設定していたが、成果指標を設定できない団体も散見された。組織として存在する以上、組織目標が必ずあるはずであり、それが指標化できないとすれば、その組織の活動の評価(効率的・効果的)も行い得ないこととなる。このことは社会的存在としての適格性が問われる問題である。</p> <p>また、成果指標を設定できている団体については、その成果指標を達成、あるいは良化させることを常に意識の上、より効率的(経済的)な活動を行うことが望まれる。</p> <p>またその結果は、一般に公表する・専門家等の第三者機関により評価させるなどを行う事により、業務の効率性と有効性が</p> <p>2)法令の遵守</p> <p>外郭団体に限らず組織として存在する以上、社会的存在として常に法令を遵守できるような組織体制を構築することは当然であるといえる。これは、結果として現状において法令は遵守されているとしても、それ以前に法令に違反する誘引がある組織形態であってはならないことも意味する。</p> <p>具体的には、例えば2. 外郭団体と市との関連(2)人的関連 にあるように、現状においては市からの派遣者やOBが外郭団体の構成員の多くを占めていることが挙げられる。</p> <p>これは資金の出し手(市)と、受け入れ側(外郭団体)の独立性に疑念をもたれる組織形態であり、馴れ合いや談合などの誘引となりかねない。</p> <p>このように現状の組織形態から想定される不正等の発生する誘引を洗い出し、法令違反を未然に防ぐ組織体制の構築が必要である。</p> <p>3)資産の保全</p> <p>上記、1)業務の効率性と有効性でも述べているように、各外郭団体は出資の受け入れや補助金・委託料などを通じて市民の税金を使用することで、組織活動を行っていることから、保有資産の保全も重要な目的である。</p> <p>すなわち、資産を取得、保管、処分する場合や、資金の保管、使用する場合などに、適切な承認手続きがあり、適切な職務分掌がなされ、適切なチェック体制が存在し、機能していることが必要である。</p> <p>具体的には、今回の包括外部監査において、小口現金について現金出納帳は作成されているものの、その残高を作成担当者以外が検証(チェック)した証跡(押印等)がない団体が散見された。</p> <p>単に証跡がないだけであり、この手続自体にはそれほど重要性がないように見えるが、現金や預金の管理というのは基本的なものであることから、相互チェックを行うことは当然で、その行ったチェックの結果は押印等の証跡として残す必要がある。</p> <p>これにより責任の所在が明らかになり、そのことが牽制となってチェック機能がより有効に機能することになる。</p> <p>4)財務報告の信頼性</p> <p>各外郭団体は出資、補助金、委託料などにより、市から資金拠出を受けている関係から、市(あるいは市民)や利害関係者に対して適正な財務報告を行う必要がある。</p> <p>すなわち、故意にあるいは不注意により実際の活動と異なる財務報告がなされると、補助金や委託料が目的通りの使用がされているかの検証ができなくなり、また多額の含み損や簿外債務が隠蔽されると、その問題が顕在化したときに社会的影響が大きくなるなどの弊害がある。</p> <p>具体的には、今回の包括外部監査においては、退職給与引当金の計上が行われていない団体が散見された。</p> <p>これは、拠るべき会計規程において退職給与引当金の計上が要請されておらず、また経理担当者が引当金について十分理解したことなどに起因していると考えられる。市の担当部局や市民等外郭団体を取り巻く利害関係者が団体の実態を適切に把握し、透明性の高い財務報告がなされる体制の構築が必要である。</p>		

■措置状況 H20年5月(未措置)

「東大阪市外郭団体の運営指導等に関する要綱」にもとづき、各団体から担当所管部長へ、役員の選任、役員の報酬及び職員の給与の決定、基本財産の造成または処分、重要な財産の取得または処分、各事業年度の事業計画及び予算の作成または変更について、事前協議を求めているところであり、今後も引き続き、業務の効率性と有効性、法令の遵守、資産の保全、財務報告の信頼性といった目的についても内部統制の充実に向け、指導・調整を図ってまいります。

■措置状況 H21年9月末(未措置)

「東大阪市外郭団体の運営指導等に関する要綱」にもとづき、各団体から担当所管部長へ、役員の選任、役員の報酬及び職員の給与の決定、基本財産の造成または処分、重要な財産の取得または処分、各事業年度の事業計画及び予算の作成または変更について、事前協議を求めているところであり、今後も引き続き、業務の効率性と有効性、法令の遵守、資産の保全、財務報告の信頼性といった目的についても内部統制の充実に向け、指導・調整を図ってまいります。

なお、特例民法法人は公益法人制度改革への対応等から、より一層財務報告の信頼性・透明性の確保が求められており、専門家によるチェック体制の確立等必要な措置について検討してまいります。

包括外部監査報告No. 79	外郭団体名	各団体に共通する監査の結果及び意見
担当所属 行財政改革室		

■外部監査による結果及び意見内容

(3) 給与管理と人事管理について(意見)

今回の包括外部監査において、各外郭団体に対し質問シートにおいて、正職員の給与規程や給与テーブルについて市と同一、あるいは準じたものであるか否か、また市からの派遣職員についてその人件費は実質的に補助金・委託料等で市が負担しているか否かについての質問を行った。

その結果は以下であった。

<表>

まず、正職員の給与規程・給与テーブルが市と同一、あるいは準じているかとの質問に対しては、高年齢職員を活用している団体及び株式会社形態をとる団体以外はほとんどが該当している。(公共社会福祉事業協会については、市よりも低く、ほぼ民間並みとのことであるが、年功型の昇給となっている。)

すなわち、各団体によって活動内容は異なり、仕事の量・質ともにさまざまであるにもかかわらず、ほぼ同じような給与の決定がなされ、しかも職責と権限が勤務年数に比例して増していくことはまれであると考えられるにもかかわらず、横並比的に年功型の昇給が行われている状況にある。

このような給与体系で各団体が長期にわたり活動を行うと、勤続年数の長い正職員が増え、当初は事業内容・規模に見合った人件費であったとしても、年々人件費だけが多額になり、事業内容・規模との均衡がとれなくなる。早急に各団体、各職能・職階別に、責任と権限がどの程度かの洗い出しを行い、それが現状の給与決定の方法に見合っているのかの検討と、昇給を行う場合の合理的な基準を設ける必要がある。

次に、市からの派遣職員の人件費は、補助金・委託料等で実質的に市が負担しているか否かの質問であるが、派遣職員を受け入れている団体は、ほぼ全てを市が負担している状況にある。

このことは、職員の派遣を受けている各団体において、市から無償の役務の提供を受けていることであり、実質的な市からの補助となっている。今後公募を拡大していくにあたり、各団体の自主性の確立とコストを意識した運営を行うためにも、少なくとも派遣職員の人件費は受け入れ先が負担すべきである。

他方、限られた経営資源を最大限に活用し、市民満足度の高い行政運営の実施を目的として、公募型指定管理者制度や一般競争入札制度が導入されると、今後、東大阪市の外郭団体も民間事業者と同じ土俵で競争することを余儀なくされる。そこで、各外郭団体が可能な限り東大阪市の依存することなく“自立化”して事業を運営するためには、組織としてのパフォーマンスを向上する必要があり、中でも重要な経営資源である“ヒト”のパフォーマンスに注目すべきである。

そのためには、以下のような改革が必要である。

①外郭団体職員の意識改革

a研修制度

例えば、北九州市では「北九州市外郭団体研修協議会」を設置し、外郭団体職員に対する共同研修を実施している。

b人事交流

例えば、千葉市では外郭団体間で固有職員の人事交流を行い、職員の職務拡大を通じて、外郭団体の活性化を図っている。なお、対象となる職員は、在籍3年で年齢40歳未満、職層は事務員から副主査で、派遣期間は2年間となっている。

②職員のモチベーションを高める人事評価や報酬制度等の人事給与制度改革

例えば、神戸市で神戸高速鉄道(株)、(株)神戸ワイン等において実施されている。

■措置状況 H20年5月(未措置)

法人における役員の報酬及び職員の給与の決定については、担当所管への事前協議を求めています。派遣職員の給与については、「東大阪市公益法人等への職員の派遣等に関する条例」、及び「東大阪市公益法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則」において規定されており、給与等に関しては市が負担することができるとなっていますが、団体の自立化・活性化に向けての人的支援の点検とともに、負担のあり方についても検討してまいります。また外郭団体職員の人材活用については、公益法人制度改革の動向を踏まえ、団体の統廃合の検討とともに効果的な活用方法を検討してまいります。

■措置状況 H21年9月末(未措置)

法人における役員の報酬及び職員の給与の決定については、担当所管への事前協議を求めています。また、派遣職員の給与については、「東大阪市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」、及び「東大阪市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則」において規定しており、給与等に関しては市が負担することができるとなっておりますが、団体の自立化・活性化に向けての人的支援のあり方とともに、昨今の情勢も踏まえて、負担のあり方について検討しているところです。

外郭団体職員の人材活用については、今後の外郭団体の統廃合等により生じる雇用問題への対応も含め、効果的な方法を具体的に検討しているところです。

包括外部監査報告No. 80	外郭団体名	各団体に共通する監査の結果及び意見
担当所属 行財政改革室		

■外部監査による結果及び意見内容

(1) 市の関与の範囲の見直しについて(意見)

一部の市や県において実施されている『市関与のあり方』の見直しや『事業仕分け(各施策・事業の要・不要とあるべき実施主体等を評価する手法)』に代表されるように、昨今、財政が逼迫する日本の様々な自治体において、従来のように行政の簡素・効率化という観点からだけではなく、「民間にできることは民間に委ねる」ことを基本に、多様な主体で公益を担う地域社会の仕組みを加速する動きが出始めている。すなわち、公共サービスの担い手は、必ずしも『行政』に限定されるのではなく、「官民協働による新たな地域経営」を模索するものである。このような動きの源流は、財政赤字が拡大し1990年代から財政再建が本格化したカナダにおける以下の『6つの基準(6テスト)』に見て取れる。

- 1) 公共の利益に貢献しているのか
- 2) 政府が関与すべきことなのか
- 3) 連邦政府の役割として適当か
- 4) パートナーシップなどを考えているのか
- 5) 効率性の改善を図っているのか
- 6) 支出可能性

東大阪市においても、すでに『東大阪市外郭団体の見直し方針』を発表する過程で同種の内容を種々検討し、一部実施もされているが、今後公益法人会計基準の変更や連結財務諸表の開示が予定される等の、市を取り巻く様々な環境の変化を十分に斟酌し、現状の事業を再度原点にかえり総点検した上で、必要と認めた事業について各外郭団体へ業務を委託あるいは指定管理者としての指定等を行う必要がある。その際に、各団体が実施している事業毎に、以下の観点について再度、十分に検討を加える必要がある。

① 社会的な需要の観点

当初、実施時期には市民ニーズがあった事業についても、時代の変遷とともに、次第に社会的なニーズが低下したり、すでに民間が同様のサービスを提供している場合がある。そこで、市民ニーズの有無、時代適合性、行政の役割としての必要性等の社会的な需要の観点から、行政が責任を持って実施すべき事業か否かを判定する。

(検討のポイント)

- ・ 市民ニーズが著しく低下していないか(市民ニーズ)
- ・ 現状においても、事業の本来の目的に内容が合致しているか(時代適合性)
- ・ 中止や廃止によって市民生活の利便性・社会福祉に大きなマイナスが想定されるか(公益性)

この観点から事業の行政需要が著しく低い場合は、市の関与の廃止を検討すべきである。

② 公共サービスの提供主体の観点

保育所等のように公共サービスの主体として、民間市場が成熟化しつつある領域もみられる。その場合、質・量ともにNPOを含む民間で十分、事業が実施できるのであれば、行政があえて実施する必要はない。逆に、行政がそのような場合でも事業を実施すれば、民間の事業を圧迫するとの批判をうけることとなる。

さらに、たとえ行政が責任を持つべき事業であっても、PPP(Public Private Partnership; 効率的でより質の高い公共サービスを提供するべく、行政と民間が多様な形(協働)により連携すること)の観点からは、その具体的な担い手は公的組織に限られず、民間事業者やNPO等であっても質とコストの面で最も優れておれば、民間への委託等を検討する必要がある。

なお、公平性、公権力の行使等の点から公的組織でなければサービスが提供しえないケースもある。

(検討のポイント)

- ・ 民間市場が成熟しており、官の補完性の意義が薄れていないか(補完性)
- ・ 行政しかできないという理由(公平性、公権力の行使等)は明確であるか
- ・ 民間や非営利団体など他の主体の方が、より効果的に市民ニーズを充足できると考えられるか
- ・ 市からの受託事業のほとんどを民間事業者等に再委託していないか

この観点からは、当該事業を民間に委ねるか、担い手が公的組織に限定されない場合には、競争入札による委託、公募型指定管理者制度及び市場化テストの導入について十分に検討すべきである。

③ 外郭団体活用の妥当性の観点

(1) 効率性

公的組織の中でも外郭団体を活用する効果の一つは、東大阪市の様々な規制や人事制度等に縛られない効率的な運営を行える点にある。

従って、外郭団体が事業の担い手であることで、事業の効率性や市民の利便性の観点から、市が直接実施するよりも優位であるかどうかについて検討する必要がある。

(検討のポイント)

- ・ 固有・嘱託職員の給与は、市の給与規程に準じていないか
- ・ 市が派遣職員の給与を実質的にすべて負担していないか
- ・ 市民の利便性は向上しているか

(2) 効果性・優位性

もう一つの外郭団体を活用する意義は、市の職員では対応できない専門的なサービスの提供が可能になる点にある。具体的には特別の資格保有者やサービスに関して専門的知識・ノウハウを有する民間事業出身者等の存在が考えられる。従って、外郭団体が事業の担い手であることで、サービスの専門性や独自性の観点から、市が直接実施するよりも優位性があるかどうかについて検討する。

(検討のポイント)

- ・ 高い専門性を有した職員がいるか
- ・ 独自のサービスを提供しているか
- ・ 他への再委託割合が高くないか

効率性及び効果性・優位性の観点から市の直営よりも優位でない場合は、市の直営事業とすべきである。

■措置状況 H21年9月末(措置済み)

東大阪市の外郭団体は、これまでに都市基盤の整備、市民福祉の充実、少子高齢化への対応など、行政の役割として対処すべき様々な課題に対し、市の役割を補完する形で柔軟で多様にその機能を発揮しながら事業展開を行ってきたところです。しかし、団体設立後の社会情勢の変化に伴い、今日的な視点から団体の存在意義が希薄化していないか、指定管理者制度や公共サービス改革の視点から市民サービスの担い手として外郭団体が適当であるか、地方分権改革の推進や公益法人制度改革を踏まえた外郭団体のあり方の観点から総点検し、外郭団体が担うべき役割を明記した「東大阪市外郭団体統廃合等方針」を平成20年9月に策定しました。

包括外部監査報告No. 82	外郭団体名	各団体に共通する監査の結果及び意見
担当所属 行財政改革室		

■外部監査による結果及び意見内容

(3) 市からの委託契約の決定方法について(意見)

今回の包括外部監査において、各外郭団体に対し、市との委託料の決定方法と、市からの委託事業をさらに再委託を実施している場合にどのような再委託先を選定しているかについて質問を行った。

その結果、まず委託料の決定方法であるが、個別の意見でも述べているが、多くの団体においては、委託事業に係る費用見積りの積み上げではなく、各団体の翌年予算において、管理費までも含めてまかなえるように決定されていたり、見積りの算出根拠が不明確な状態である。

今後、公募による指定管理者制度の対象となる事業が増加する点を踏まえて、本当にその委託事業を行うために必要な金額を積み上げていった詳細な見積りの作成を行っていくべきである。

また、現在は多くの団体との協定書において、事業内容ごとの目標としての成果指標を設定しておらず、今後、市が指定管理者の業績成果をいかに管理しようとしているかが不明確である。委託契約の決定の際には協定書において成果指標を設定する必要がある。

次に市から受けている委託事業について、再委託を行っているか否かについてであるが、一部の団体については市から受けた委託料を、さらに他の外郭団体へ委託しているものもあった。

そもそも再委託は、専門的な業務について、外部の業者で見積り合わせの上、内部で行うより外部の業者で行う方が効率的である場合においては、むしろ行うべきであるが、そういった見積り合わせもなく、ただ単にこれまで委託していたからといった理由から、同じ業者や外郭団体に再委託することは、合理性に反する。

再委託を行う場合においては、市民に納得がいくよう、選択した合理的な理由を開示する必要がある。

■措置状況 H20年5月(未措置)

「東大阪市外郭団体の運営指導等に関する要綱」に基づき、団体の運営等の指導に関する事項について、担当所管部長から指導・対処内容について経営企画部長への報告を求めており、今後も委託契約における積算方法や、再委託について市の施策を踏まえ、担当所管部局に対し現在の社会情勢に見合った事業内容となるよう指導・調整を行ってまいります。なお指定管理者の業績成果については、現行モニタリング評価により管理を行っております。

■措置状況 H21年9月末(一部措置済み)

「東大阪市外郭団体の運営指導等に関する要綱」に基づく、団体の運営等の指導に関する事項として、委託契約における積算方法や再委託について、今後も社会情勢に見合った事業内容となるよう指導・調整を行ってまいります。

また、成果指標の設定については、平成20年度より指定管理者の選定段階から目標設定を行うこととしたほか、指定管理者による管理運営に関する評価結果についてもホームページで公開しております。

包括外部監査報告No. 83	外郭団体名	各団体に共通する監査の結果及び意見
担当所属 財政課		

■外部監査による結果及び意見内容

(4)外郭団体を含めた連結財務諸表の開示について(意見)

下記のような公会計の欠陥が指摘され、東京都、太田市、臼杵市、尼崎市等様々な自治体で企業会計手法の導入の必要性がさげられ、貸借対照表の作成をはじめ事業別フルコスト計算等が実施され、活用されている。

<表>

ところで、全国の自治体が50%以上出資して運営している地方公社や第三セクターの債務が、平成17年度末で15兆9千億円に上り、地方税収の約4割に相当することが明らかとなった。(日経新聞 平成19年2月7日付け)

特に、北海道夕張市のように三セクや公社に債務保証や損失補填をした場合、自治体の負担に直結するリスクが非常に高まっている。

このような自治体の動きを受けて、総務省も下記のようなバランスシートの作成基準を公表している。

<図>

特に、財政状況の悪化した子会社を含めたグループ全体の財政状態・経営成績を明確化するために、連結決算が主流となった今日の民間企業の開示制度と同様に、自治体においても連結ベースで財務上の開示が試行されていることは特筆される。

地方債の自己責任発行への移行や早期是正・再生の基準・目標が検討されている現状では、このような連結ベースでの財務情報の開示の流れは、ますます加速されるもの考えられる。東大阪市においても、市民に対する説明責任をより明確化するためにも、外郭団体を含めた連結ベースでの財務情報の開示について、十分に検討する必要がある。

■措置状況 H20年5月(未措置)

現状では、総務省方式による「バランスシート(普通会計)」を作成し、ホームページで公表しています。しかし、外郭団体等を含む連結ベースでの財務諸表の作成はまだ試行段階で、公表するまでには至っていませんが、「貸借対照表」、「行政コスト計算書」、「資金収支計算書」、「純資産変動計算書」の4表を標準形とし、外郭団体等も含む連結ベースでの公会計の整備に取り組み、「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」(平成18年8月31日総務省)において要請されている平成21年秋を目処に、4表の整備又は作成に必要な情報の開示に取り組むべく準備を進めています。

■措置状況 H21年9月末(未措置)

「貸借対照表」等の財務書類については、普通会計ベース及び連結ベースともに、21年度中の公表を目指し作業を進めています。本市の場合、「新地方公会計制度実務研究会」で示されたモデルのうち、「総務省改定モデル」を採用しています。

包括外部監査報告No. 84	外郭団体名	各団体に共通する監査の結果及び意見
担当所属 行財政改革室		
<p>■外部監査による結果及び意見内容</p> <p>(5) 外郭団体の統廃合と今後の外郭団体職員の処遇について(意見)</p> <p>日本全国の自治体で、下記の効果を期待して外郭団体の統廃合が実施されつつある。中には、(財)福岡市森林公社、(財)福岡市公園都市整備公社、(財)福岡市緑のまちづくり協会の3団体を統合し(財)福岡市森と緑のまちづくり協会へ統合したような3団体を合併するケースも見受けられる。(統廃合の効果)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 間接部門、役員の削減による効果が相対的に大きい。 ・ 類似事業が統合される場合、直接部門の削減も図れる。 ・ (収益事業の場合)赤字事業と黒字事業が統合されれば節税効果がある。 ・ 類似事業の場合、ノウハウの集約化がはかれる。 ・ 多様な業務を抱えるので、指定管理者を外れた場合にも人員の流動化が図れる。 ・ 内部統制を強化でき、不正・誤謬の予防・発見により強い組織を構築できる。 <p>東大阪市においては、すでに述べたとおり、各外郭団体の方向性に関して「東大阪市外郭団体の見直し方針」で一定の方向性が示唆されており、駐車場整備(株)と再開発(株)、環境保全公社と公園協会のように、統廃合をすでに検討すべきとされているケースも見受けられる。</p> <p>なお、東大阪市の多くの外郭団体は公益法人であり、来年度に次頁のような抜本的な公益法人改革がなされるため、外郭団体の統廃合に際しても、その“公益性”が認定されるか否かについては、十分に留意すべきである。</p> <p>ところで、このような統廃合により消滅する法人もあれば、開発公社のようにすでに設立目的を達成しているとして法人そのものの解散を考えているケースもある。さらには、数年後には公募型指定管理者制度が導入され、民間事業者が指定管理者となった結果、外郭団体の実施事業が縮小し、団体そのものが継続できない状況も想定される。</p> <p>このような場合に、特に重要な課題となるのが現在、雇用されている職員の処遇問題である。より具体的には1)外郭団体に所属する市派遣職員と2)外郭団体の固有職員のそれぞれの処遇問題である。</p> <p>1) 市派遣職員について</p> <p>自治体の定員管理については、平成18年7月7日に閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」において、平成18年4月末に総務省から公表された速報値を踏まえ、5年間で行政機関の国家公務員の定員純減(5.7%)と同程度の定員純減を行うこととされており、その達成も困難となる。</p> <p>そこで、市の団塊の世代が一斉に退職するいわゆる“2007年問題”に伴う人材不足を解消するべく、原則、退職者不補充とし、サービスの質が低下しないように市派遣職員を市に戻す方法を検討し、すでに一部実施済みである。また今後この流れは加速すると思われるのでその際、配置転換がスムーズにいくように、職員に対して十分な教育・研修を施すことが必要不可欠と考える。</p> <p>2) 外郭団体固有の職員について</p> <p>いわゆるプロパー職員については、市と直接の雇用関係はなく、したがって、基本的には団体自身が経営健全化に向けた努力を行う中で、労働基準法の定めるところにより対応すべきである。ところで、指定管理者制度導入による影響等もあり、すでに他都市でも採用されている以下のような対応が必要となる。</p> <p>① 外郭団体での対応</p> <p>a 外郭団体が外部に再委託している業務の自己実施または委託先との共同実施の検討</p> <p>b 職員の解雇に伴う再就職支援措置の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の技術・経験を生かせる他の就業先の斡旋 ・ 民間の再就職プログラムの活用 ・ 職員に対する転職のための技術習得や自己啓発の支援 <p>c 職員の解雇回避措置の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 早期希望退職制度の導入による自らの意思に基づく雇用の流動化の促進 		

② 東大阪市での対応

以下について、市民の理解が得られる支援策を実施することが必要である。

a 外郭団体への情報提供

- ・ 外郭団体が行う職員の再就職支援活動に伴う連絡調整
- ・ 他の外郭団体の職員募集、市職員等採用試験の周知

b 市職員への採用

- ・ 市の行政機能を発揮するうえで必要な特定の知識・経験・技術を有する職員の採用。(他都市では期限付で市に嘱託職員として採用される事例あり)

c 市の施設運営について公募型指定管理者制度を導入する場合、指定管理者となった民間事業者への転籍

もともと当該事業についての各種のノウハウを団体職員はすでに持っており、職員本人が望まれて引き続き同一事業に従事されるケースも想定されるので、指定管理者募集時の仕様書に固有職員の継続雇用をどの程度明記するかについても今後検討する必要がある。

おわりにあたり、今回のテーマの選定は、第1監査の概要(3)選定した理由で述べたように『東大阪市外郭団体の見直し方針』の改革を遂行する際に具体的な取組み内容を検討する際の基礎資料を提供し、より実りある改革となるよう包括外部監査のテーマとして選定した。しかし、結果としては、外郭団体の統廃合と今後の外郭団体職員の処遇について、という人の問題につきあたると思われる。外郭団体の規模縮小に伴う市派遣職員や外郭団体固有職員の処遇については“職員本人の希望を十分に尊重し、東大阪市と外郭団体が協調して積極的にその解決に向けて対応する必要がある”と言う最も難しい課題に直面する。従ってこれを解決するためにも 2.東大阪市として検討すべき課題のなかの1) 外郭団体をより効果的に管理するための市の組織体制の整備、で記したように東大阪市のトップマネジメントで構成する“外郭団体経営委員会”のようなプロジェクト組織を立上げ、課題解決の方針の決定やアクションプランの作成が行われることが望まれる。

■措置状況 H20年5月(未措置)

平成20年9月を目途に統廃合等外郭団体のあり方を示す予定であり、現在作業中です。

■措置状況 H21年9月末(一部措置済み)

平成20年9月に「東大阪市外郭団体統廃合等方針」を策定し、15ある外郭団体を平成27年度までに9団体に統廃合することとしました。その結果生じる外郭団体職員の処遇については、これまでの市と外郭団体との関係から、市は外郭団体と協調して取組むことをその方針の中に明記したところです。

現在は、その具体的な取組みについて、包括外部監査の結果・意見を踏まえつつ整理しているところであり、今年度中には策定できるよう進めています。

なお、これまで外郭団体が管理運営していた施設について、外郭団体から民間事業者に管理運営者が変更になった場合、それまで当該施設で働いていた職員の転籍については指定管理にかかる仕様書に明記するなど、市としても働きかけています。